

令和7年第2回下呂市議会定例会

提出議案目録

承第 1 号	専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第13号））……	3
諮第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	10
諮第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	11
諮第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	12
諮第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	13
諮第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	14
同第 1 号	下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	15
同第 2 号	下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	16
同第 3 号	下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	17
同第 4 号	下呂市教育委員会教育長の任命について……………	18
議第 5 号	下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例について……………	19
議第 6 号	下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……	40
議第 7 号	下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する 条例について……………	43
議第 8 号	下呂市奨学資金貸与条例について……………	46
議第 9 号	下呂市基金条例の一部を改正する条例について……………	50
議第10号	令和6年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について……………	53
議第11号	令和6年度下呂市一般会計補正予算（第14号）……………	別冊
議第12号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）…	別冊
議第13号	令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議第14号	令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）…	別冊
議第15号	令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）……………	別冊
議第16号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）…	別冊
議第17号	令和6年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議第18号	令和6年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）……………	別冊
議第19号	令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）……………	別冊
議第20号	令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）……………	別冊
議第21号	令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）……………	別冊
議第22号	令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
議第23号	財産の譲与について……………	54
議第24号	下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について……………	55
議第25号	下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	60

議第 2 6 号	下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について……………	63
議第 2 7 号	下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	111
議第 2 8 号	下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について……………	121
議第 2 9 号	下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について……………	125
議第 3 0 号	下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について……………	133
議第 3 1 号	下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	146
議第 3 2 号	下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	151
議第 3 3 号	下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について……………	160
議第 3 4 号	下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について……………	169
議第 3 5 号	下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	178
議第 3 6 号	下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	183
議第 3 7 号	下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について…	186
議第 3 8 号	下呂市下水道条例の一部を改正する条例について……………	189
議第 3 9 号	下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について……………	192
議第 4 0 号	下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……………	202
議第 4 1 号	令和 7 年度下呂市水道事業会計への繰出について……………	207
議第 4 2 号	令和 7 年度下呂市下水道事業会計への繰出について……………	208
議第 4 3 号	令和 7 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について……………	209
議第 4 4 号	令和 7 年度下呂市一般会計予算……………	別冊
議第 4 5 号	令和 7 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算……………	別冊
議第 4 6 号	令和 7 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議第 4 7 号	令和 7 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算……………	別冊
議第 4 8 号	令和 7 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算……………	別冊
議第 4 9 号	令和 7 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算……………	別冊
議第 5 0 号	令和 7 年度下呂市下呂財産区特別会計予算……………	別冊
議第 5 1 号	令和 7 年度下呂市学校給食費特別会計予算……………	別冊
議第 5 2 号	令和 7 年度下呂市水道事業会計予算……………	別冊
議第 5 3 号	令和 7 年度下呂市下水道事業会計予算……………	別冊
議第 5 4 号	令和 7 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算……………	別冊
議第 5 5 号	令和 7 年度下呂市立金山病院事業会計予算……………	別冊

承第 1 号

専決処分の承認について（令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 13 号））

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

1 月中旬以降に非常に強い寒気が流れ込み降雪や低温による除排雪・凍結防止剤散布経費が増加し、今後の除雪等に備え予算に不足が生じるため、予算の増額補正を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 1 号

専決処分書（令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 13 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 13 号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 3 日

下呂市長 山 内 登

令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 6 年度下呂市の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 3, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 5 8 9, 0 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

【第1表】

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1,655,832	113,000	1,768,832
	01. 基金繰入金	1,591,197	113,000	1,704,197
歳入合計		25,476,082	113,000	25,589,082

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
08. 土木費		2,333,575	90,000	2,423,575
	02. 道路橋梁費	954,368	90,000	1,044,368
14. 予備費		48,454	23,000	71,454
	01. 予備費	48,454	23,000	71,454
歳出合計		25,476,082	113,000	25,589,082

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	1,655,832	113,000	1,768,832
歳入合計	25,476,082	113,000	25,589,082

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
08. 土木費	2,333,575	90,000	2,423,575				90,000
14. 予備費	48,454	23,000	71,454				23,000
歳出合計	25,476,082	113,000	25,589,082				113,000

歳入・歳出【総括】

歳入【繰入金】

2 歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 01. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01. 基金繰入金	1,591,197	113,000	1,704,197	01. 基金繰入金	113,000	財政調整基金繰入金
計	1,591,197	113,000	1,704,197			

3 歳出

(款) 08. 土木費

(項) 02. 道路橋梁費

(単位：千円)

				補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
目	補正前の額	補 正 額	計	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分			金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
02. 道路維持費	544, 142	90, 000	634, 142				90, 000	12. 委託料	90, 000	市道除雪対策費 委託料 諸委託料	90, 000 90, 000
							90, 000	諸委託料	90, 000		
計	954, 368	90, 000	1, 044, 368				90, 000				

(款) 14. 予備費

(項) 01. 予備費

(単位：千円)

(表) 01. 予備費							(単位：千円)			
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
01. 予備費	48,454	23,000	71,454				23,000			
							23,000			予備費
計	48,454	23,000	71,454				23,000			

歳出【土木費】 【予備費】

諮第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	杉山 眞紀子	63 歳

令和7年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

人権擁護委員中島春子氏が、令和7年6月30日に任期満了となるため。

諮第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	日野 光洋	47 歳

令和7年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

人権擁護委員日野光洋氏が、令和7年6月30日に任期満了となるため。

諮第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	小池 淳子	70 歳

令和7年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

人権擁護委員小池淳子氏が、令和7年6月30日に任期満了となるため。

諮第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	植松 秀之	68 歳

令和7年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

人権擁護委員植松秀之氏が、令和7年6月30日に任期満了となるため。

諮第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	後藤 満	72 歳

令和7年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

人権擁護委員後藤満氏が、令和7年6月30日に任期満了となるため。

同第 1 号

下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を下呂市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	可 兒 敏	71 歳

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市固定資産評価審査委員会委員可兒敏氏が、令和 7 年 5 月 13 日に任期満了となるため。

同第2号

下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を下呂市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	二村 象史	70歳

令和7年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市固定資産評価審査委員会委員二村象史氏が、令和7年5月13日に任期満了となるため。

同第3号

下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を下呂市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	桂川 勇人	50歳

令和7年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市固定資産評価審査委員会委員桂川勇人氏が、令和7年5月13日に任期満了となるため。

同第4号

下呂市教育委員会教育長の任命について

次の者を下呂市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	中村 好一	63 歳

令和7年2月25日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市教育委員会教育長中村好一氏が、令和7年5月13日に任期満了となるため。

議第 5 号

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 6 年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び
任期付職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(初任給調整手当) 第13条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職（病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職）のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 <u>51,600円</u> (3) (略) 2・3 (略)	(初任給調整手当) 第13条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職（病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職）のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>415,600円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>51,100円</u> (3) (略) 2・3 (略)

改正後	改正前
(期末手当) 第23条の4 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> (行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。) にあつては<u>100分の105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4・5 (略) (勤勉手当) 第23条の7 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	(期末手当) 第23条の4 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> (行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。) にあつては<u>100分の102.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4・5 (略) (勤勉手当) 第23条の7 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

改 正 後	改 正 前
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）

改 正 後									改 正 前								
別表第1（第3条関係）									別表第1（第3条関係）								
給料表									給料表								
ア 行政職給料表(1)									ア 行政職給料表(1)								
職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400		1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000		2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300		3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500		4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400		5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700		6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800		7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800		8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800		9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100		10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300		11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500		12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700		13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000		14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200		15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500		16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300		17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200		18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100		19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900		20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700		21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500		22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300		23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100		24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700		25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200		26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700		27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200		28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700		29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000		30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300		31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500		32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700		33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000		34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300		35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500		36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400

改 正 後									改 正 前								
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>		37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>	
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>		38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>	
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>		39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>	
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>		40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>	
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>		41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>	
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>		42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>	
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>		43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>	
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>		44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>	
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>		45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>	
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>		46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>	
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>		47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>	
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>		48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>	
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>		49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>	
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>		50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>	
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>		51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>	
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>		52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>	
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>		53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>	
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>		54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>	
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>		55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>		56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>		57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>		58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>	
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>		59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>	
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>		60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>	
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>		61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>	
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>			62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>		
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>			63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>		
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>			64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>		
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>			65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>		
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>			66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>		
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>			67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>		
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>			68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>		
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>			69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>		
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>			70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>		
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>			71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>		
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>			72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>		
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>			73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>		
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>			74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>		
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>			75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>		
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>			76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>		
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>			77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>		
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>			78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>		
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>			79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>		
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>			80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>		
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>			81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>		
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>			82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>		

改 正 後								改 正 前							
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>		83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>	
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>		84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>	
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>		85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>	
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>		
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>		
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>		
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>		
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>		
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>		
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>		
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>		
94		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>					94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>				
95		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>					95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>				
96		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>					96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>				
97		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>					97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>				
98		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>					98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
99		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>					99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>				
100		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>					100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>				
101		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>					101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>				
102		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>					102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>				
103		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>					103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>				
104		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>					104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>				
105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>					105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>				
106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>					106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>				
107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>					107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>				
108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>					108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>				
109		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>					109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>				
110		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>					110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>				
111		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>					111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>				
112		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>					112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				
113		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>					113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				
114		<u>305,300</u>						114		<u>302,000</u>					
115		<u>305,600</u>						115		<u>302,300</u>					
116		<u>306,000</u>						116		<u>302,700</u>					
117		<u>306,200</u>						117		<u>302,900</u>					
118		<u>306,400</u>						118		<u>303,100</u>					
119		<u>306,700</u>						119		<u>303,400</u>					
120		<u>307,000</u>						120		<u>303,700</u>					
121		<u>307,400</u>						121		<u>304,100</u>					
122		<u>307,600</u>						122		<u>304,300</u>					
123		<u>307,900</u>						123		<u>304,600</u>					
124		<u>308,200</u>						124		<u>304,900</u>					
125		<u>308,500</u>						125		<u>305,200</u>					
定 年 前 再 任	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定 年 前 再 任	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

改 正 後								改 正 前							
用 短 時 間 勤 務 職 員								用 短 時 間 勤 務 職 員							
給料表								給料表							
イ 医療職給料表(1)								イ 医療職給料表(1)							
職 員 の 区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		職 員 の 区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円		定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	576,500			1	264,700	346,600	406,900	474,700	576,500	
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	578,800			2	267,200	349,600	409,600	477,000	578,800	
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	581,100			3	269,600	352,400	412,100	479,200	581,100	
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800			4	272,000	355,300	414,700	481,500	583,400	
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700			5	274,100	357,800	417,100	483,700	585,700	
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100			6	277,600	360,800	419,100	485,800	587,900	
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500			7	281,100	363,800	420,900	488,000	590,100	
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900			8	284,500	366,600	422,800	490,000	592,300	
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100			9	288,100	368,700	424,600	491,900	594,600	
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600			10	291,600	371,200	427,300	494,000	596,700	
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100			11	295,200	373,900	429,800	496,100	598,800	
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,900			12	298,700	376,400	432,200	498,200	600,900	
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	603,000			13	302,200	379,100	434,400	500,300	603,000	
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	605,100			14	306,100	382,500	436,900	502,200	605,100	
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	607,200			15	310,000	385,500	438,900	504,300	607,200	
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	609,300			16	313,600	388,800	441,000	506,400	609,300	
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	611,400			17	317,200	391,800	443,000	508,300	611,400	
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	613,400			18	320,700	394,400	445,200	510,300	613,400	
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	615,400			19	324,200	396,800	447,400	512,300	615,400	
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	617,400			20	327,700	399,300	449,500	514,100	617,400	
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	619,200			21	331,300	401,900	450,900	515,900	619,200	
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	621,100			22	335,000	403,900	453,300	517,700	621,100	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	623,000			23	338,400	405,500	455,600	519,500	623,000	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	624,900			24	341,700	407,100	457,800	521,300	624,900	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	626,600			25	345,000	408,800	459,800	522,900	626,600	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	628,400			26	347,500	411,000	462,100	524,700	628,400	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	630,200			27	350,000	413,100	464,300	526,500	630,200	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	632,000			28	352,300	415,100	466,600	528,300	632,000	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	633,900			29	354,400	417,200	468,700	529,900	633,900	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	635,700			30	356,100	419,300	470,900	531,700	635,700	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	637,500			31	357,800	420,900	473,200	533,500	637,500	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	639,300			32	359,600	422,600	475,300	535,300	639,300	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	641,100			33	361,500	424,500	477,100	536,900	641,100	

改 正 後							改 正 前						
34	<u>383,700</u>	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>	642,900		34	<u>363,700</u>	<u>426,000</u>	<u>479,200</u>	<u>538,700</u>	642,900	
35	<u>385,300</u>	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>	644,700		35	<u>365,800</u>	<u>427,800</u>	<u>481,300</u>	<u>540,400</u>	644,700	
36	<u>386,700</u>	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>	646,500		36	<u>367,800</u>	<u>429,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,100</u>	646,500	
37	<u>388,100</u>	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>	648,200		37	<u>369,700</u>	<u>431,500</u>	<u>485,400</u>	<u>543,700</u>	648,200	
38	<u>389,600</u>	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>	649,800		38	<u>371,900</u>	<u>433,500</u>	<u>487,100</u>	<u>545,300</u>	649,800	
39	<u>391,100</u>	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>	651,400		39	<u>374,000</u>	<u>435,300</u>	<u>488,900</u>	<u>546,700</u>	651,400	
40	<u>392,600</u>	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>	653,000		40	<u>376,000</u>	<u>437,200</u>	<u>490,700</u>	<u>548,300</u>	653,000	
41	<u>394,100</u>	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>	654,600		41	<u>378,000</u>	<u>439,000</u>	<u>492,300</u>	<u>549,800</u>	654,600	
42	<u>394,800</u>	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>	656,000		42	<u>378,700</u>	<u>440,700</u>	<u>494,100</u>	<u>551,200</u>	656,000	
43	<u>395,400</u>	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>	657,400		43	<u>379,300</u>	<u>442,400</u>	<u>495,900</u>	<u>552,600</u>	657,400	
44	<u>396,100</u>	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>	658,800		44	<u>380,000</u>	<u>444,200</u>	<u>497,500</u>	<u>553,900</u>	658,800	
45	<u>397,000</u>	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>	660,000		45	<u>380,900</u>	<u>446,000</u>	<u>498,900</u>	<u>555,100</u>	660,000	
46	<u>397,600</u>	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>	661,000		46	<u>382,200</u>	<u>447,800</u>	<u>500,600</u>	<u>556,100</u>	661,000	
47	<u>398,200</u>	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>	662,000		47	<u>383,500</u>	<u>449,500</u>	<u>502,400</u>	<u>557,100</u>	662,000	
48	<u>398,800</u>	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>	663,000		48	<u>384,800</u>	<u>451,200</u>	<u>504,100</u>	<u>558,100</u>	663,000	
49	<u>399,400</u>	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>	664,100		49	<u>385,600</u>	<u>452,800</u>	<u>505,600</u>	<u>559,100</u>	664,100	
50	<u>399,900</u>	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>	665,000		50	<u>386,400</u>	<u>454,500</u>	<u>506,900</u>	<u>560,000</u>	665,000	
51	<u>400,400</u>	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>	665,900		51	<u>387,200</u>	<u>456,200</u>	<u>508,200</u>	<u>560,900</u>	665,900	
52	<u>400,900</u>	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>	666,800		52	<u>387,700</u>	<u>457,900</u>	<u>509,500</u>	<u>561,800</u>	666,800	
53	<u>401,400</u>	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>	667,700		53	<u>388,500</u>	<u>459,800</u>	<u>510,500</u>	<u>562,600</u>	667,700	
54	<u>401,800</u>	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>	668,600		54	<u>389,300</u>	<u>461,000</u>	<u>511,800</u>	<u>563,500</u>	668,600	
55	<u>402,200</u>	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>	669,500		55	<u>390,000</u>	<u>462,200</u>	<u>513,100</u>	<u>564,400</u>	669,500	
56	<u>402,600</u>	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>	670,400		56	<u>390,700</u>	<u>463,400</u>	<u>514,400</u>	<u>565,300</u>	670,400	
57	<u>403,000</u>	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>	671,300		57	<u>391,400</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,200</u>	671,300	
58	<u>403,400</u>	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>	672,200		58	<u>392,300</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>	672,200	
59	<u>403,800</u>	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>	673,100		59	<u>393,000</u>	<u>466,300</u>	<u>517,000</u>	<u>568,000</u>	673,100	
60	<u>404,200</u>	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>	674,000		60	<u>393,600</u>	<u>467,100</u>	<u>517,800</u>	<u>568,700</u>	674,000	
61	<u>404,600</u>	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>	674,900		61	<u>394,100</u>	<u>467,900</u>	<u>518,700</u>	<u>569,600</u>	674,900	
62	<u>405,000</u>	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>	675,800		62	<u>394,600</u>	<u>468,600</u>	<u>519,500</u>	<u>570,500</u>	675,800	
63	<u>405,400</u>	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>	676,700		63	<u>395,000</u>	<u>469,300</u>	<u>520,400</u>	<u>571,400</u>	676,700	
64	<u>405,800</u>	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>	677,600		64	<u>395,400</u>	<u>469,900</u>	<u>521,200</u>	<u>572,300</u>	677,600	
65	<u>406,100</u>	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>	678,500		65	<u>395,700</u>	<u>470,600</u>	<u>522,100</u>	<u>573,200</u>	678,500	
66		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>	<u>579,800</u>	679,400		66		<u>471,300</u>	<u>523,000</u>	<u>573,700</u>	679,400	
67		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>	<u>580,700</u>	680,300		67		<u>471,900</u>	<u>523,700</u>	<u>574,600</u>	680,300	
68		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>	<u>581,600</u>	681,200		68		<u>472,500</u>	<u>524,600</u>	<u>575,500</u>	681,200	
69		<u>478,400</u>	<u>531,200</u>	<u>582,500</u>	682,100		69		<u>472,800</u>	<u>525,500</u>	<u>576,400</u>	682,100	
70		<u>479,000</u>	<u>532,000</u>	<u>583,400</u>	683,000		70		<u>473,400</u>	<u>526,300</u>	<u>577,300</u>	683,000	
71		<u>479,700</u>	<u>532,900</u>	<u>584,300</u>	683,900		71		<u>474,100</u>	<u>527,200</u>	<u>578,200</u>	683,900	
72		<u>480,400</u>	<u>533,800</u>	<u>585,200</u>	684,800		72		<u>474,800</u>	<u>528,100</u>	<u>579,100</u>	684,800	
73		<u>480,800</u>	<u>534,600</u>	<u>586,000</u>	685,600		73		<u>475,200</u>	<u>528,900</u>	<u>579,900</u>	685,600	
74		<u>481,400</u>	<u>535,500</u>	<u>586,900</u>	686,500		74		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>	<u>580,800</u>	686,500	
75		<u>482,100</u>	<u>536,400</u>	<u>587,800</u>	687,400		75		<u>476,500</u>	<u>530,700</u>	<u>581,700</u>	687,400	
76		<u>482,800</u>	<u>537,100</u>	<u>588,700</u>	688,300		76		<u>477,200</u>	<u>531,400</u>	<u>582,600</u>	688,300	
77		<u>483,200</u>	<u>537,900</u>	<u>589,500</u>	689,100		77		<u>477,600</u>	<u>532,200</u>	<u>583,400</u>	689,100	
78		<u>483,800</u>	<u>538,800</u>	<u>590,400</u>	690,000		78		<u>478,200</u>	<u>533,100</u>	<u>584,300</u>	690,000	

改 正 後							改 正 前						
	79		<u>484,400</u>	<u>539,700</u>	<u>591,300</u>	690,900		79		<u>478,800</u>	<u>534,000</u>	<u>585,200</u>	690,900
	80		<u>484,900</u>	<u>540,600</u>	<u>592,200</u>	691,800		80		<u>479,300</u>	<u>534,900</u>	<u>586,100</u>	691,800
	81		<u>485,400</u>	<u>541,400</u>	<u>593,000</u>	692,600		81		<u>479,900</u>	<u>535,700</u>	<u>586,900</u>	692,600
	82		<u>485,900</u>	<u>542,300</u>	<u>593,900</u>	693,500		82		<u>480,400</u>	<u>536,600</u>	<u>587,800</u>	693,500
	83		<u>486,400</u>	<u>543,200</u>	<u>594,800</u>	694,400		83		<u>480,900</u>	<u>537,500</u>	<u>588,700</u>	694,400
	84		<u>486,900</u>	<u>544,100</u>	<u>595,700</u>	695,300		84		<u>481,400</u>	<u>538,400</u>	<u>589,600</u>	695,300
	85		<u>487,300</u>	<u>544,900</u>	<u>596,500</u>	696,100		85		<u>481,800</u>	<u>539,200</u>	<u>590,400</u>	696,100
	86		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>	<u>597,400</u>	697,000		86		<u>482,400</u>	<u>540,100</u>	<u>591,300</u>	697,000
	87		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>	<u>598,300</u>	697,900		87		<u>482,800</u>	<u>541,000</u>	<u>592,200</u>	697,900
	88		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>	<u>599,200</u>	698,800		88		<u>483,300</u>	<u>541,900</u>	<u>593,100</u>	698,800
	89		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>	<u>600,000</u>	699,600		89		<u>483,800</u>	<u>542,700</u>	<u>593,900</u>	699,600
	90		<u>489,800</u>			700,500		90		<u>484,400</u>			700,500
	91		<u>490,400</u>			701,400		91		<u>485,000</u>			701,400
	92		<u>490,800</u>			702,300		92		<u>485,400</u>			702,300
	93		<u>491,300</u>			703,100		93		<u>485,900</u>			703,100
	94		<u>491,900</u>			704,000		94		<u>486,500</u>			704,000
	95		<u>492,500</u>			704,900		95		<u>487,100</u>			704,900
	96		<u>493,000</u>			705,800		96		<u>487,600</u>			705,800
	97		<u>493,500</u>			706,600		97		<u>488,100</u>			706,600
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800			297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考（略）

給料表

ウ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務		円	円	円	円	円
	1	<u>188,600</u>	<u>227,400</u>	<u>258,500</u>	<u>278,600</u>	<u>303,500</u>
	2	<u>190,700</u>	<u>228,700</u>	<u>259,700</u>	<u>279,400</u>	<u>305,000</u>
	3	<u>192,800</u>	<u>230,000</u>	<u>260,800</u>	<u>280,200</u>	<u>306,500</u>
	4	<u>194,900</u>	<u>231,300</u>	<u>261,900</u>	<u>281,000</u>	<u>308,000</u>
	5	<u>196,900</u>	<u>232,500</u>	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>309,500</u>
	6	<u>198,900</u>	<u>233,600</u>	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>310,900</u>
	7	<u>200,900</u>	<u>234,600</u>	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>312,300</u>
	8	<u>202,700</u>	<u>235,600</u>	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>313,700</u>
	9	<u>204,500</u>	<u>236,700</u>	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>315,000</u>
	10	<u>206,400</u>	<u>237,900</u>	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>316,400</u>

備考（略）

給料表

ウ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務		円	円	円	円	円
	1	<u>167,200</u>	<u>202,800</u>	<u>236,100</u>	<u>258,800</u>	<u>287,400</u>
	2	<u>168,600</u>	<u>204,400</u>	<u>237,400</u>	<u>259,900</u>	<u>289,200</u>
	3	<u>170,000</u>	<u>205,900</u>	<u>238,700</u>	<u>261,100</u>	<u>291,200</u>
	4	<u>171,400</u>	<u>207,300</u>	<u>239,900</u>	<u>262,200</u>	<u>293,100</u>
	5	<u>172,700</u>	<u>208,800</u>	<u>241,100</u>	<u>263,400</u>	<u>294,900</u>
	6	<u>174,500</u>	<u>210,000</u>	<u>242,300</u>	<u>264,600</u>	<u>296,900</u>
	7	<u>176,200</u>	<u>211,200</u>	<u>243,400</u>	<u>265,700</u>	<u>298,700</u>
	8	<u>177,800</u>	<u>212,400</u>	<u>244,500</u>	<u>266,700</u>	<u>300,600</u>
	9	<u>179,400</u>	<u>213,800</u>	<u>245,400</u>	<u>267,800</u>	<u>302,400</u>
	10	<u>181,100</u>	<u>215,300</u>	<u>246,500</u>	<u>268,500</u>	<u>304,000</u>

改 正 後							改 正 前						
職 員 以 外 の 職 員	11	<u>208,300</u>	<u>239,200</u>	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>317,800</u>	職 員 以 外 の 職 員	11	<u>182,700</u>	<u>216,800</u>	<u>247,800</u>	<u>269,200</u>	<u>305,500</u>
	12	<u>210,400</u>	<u>240,500</u>	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>319,200</u>		12	<u>184,600</u>	<u>218,300</u>	<u>248,900</u>	<u>270,000</u>	<u>307,100</u>
	13	<u>212,100</u>	<u>241,800</u>	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>320,600</u>		13	<u>186,000</u>	<u>219,700</u>	<u>250,200</u>	<u>271,000</u>	<u>308,800</u>
	14	<u>214,100</u>	<u>243,100</u>	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>322,200</u>		14	<u>187,800</u>	<u>221,200</u>	<u>251,400</u>	<u>272,000</u>	<u>310,700</u>
	15	<u>216,300</u>	<u>244,400</u>	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>323,700</u>		15	<u>189,800</u>	<u>222,700</u>	<u>252,600</u>	<u>273,000</u>	<u>312,700</u>
	16	<u>218,400</u>	<u>245,600</u>	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>325,200</u>		16	<u>191,600</u>	<u>224,200</u>	<u>253,800</u>	<u>274,100</u>	<u>314,500</u>
	17	<u>220,500</u>	<u>246,800</u>	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>326,700</u>		17	<u>193,500</u>	<u>225,500</u>	<u>254,600</u>	<u>275,300</u>	<u>316,300</u>
	18	<u>221,600</u>	<u>248,000</u>	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>328,300</u>		18	<u>194,700</u>	<u>226,800</u>	<u>255,800</u>	<u>276,800</u>	<u>318,200</u>
	19	<u>222,700</u>	<u>249,200</u>	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>329,800</u>		19	<u>196,200</u>	<u>228,200</u>	<u>256,900</u>	<u>278,400</u>	<u>320,100</u>
	20	<u>223,800</u>	<u>250,400</u>	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>331,300</u>		20	<u>197,600</u>	<u>229,500</u>	<u>258,000</u>	<u>280,000</u>	<u>321,900</u>
	21	<u>224,900</u>	<u>251,500</u>	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>332,800</u>		21	<u>198,800</u>	<u>230,600</u>	<u>259,200</u>	<u>281,500</u>	<u>323,700</u>
	22	<u>225,800</u>	<u>252,400</u>	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>334,400</u>		22	<u>200,300</u>	<u>231,700</u>	<u>260,000</u>	<u>283,100</u>	<u>325,600</u>
	23	<u>226,700</u>	<u>253,200</u>	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>335,900</u>		23	<u>201,700</u>	<u>232,800</u>	<u>260,800</u>	<u>284,700</u>	<u>327,400</u>
	24	<u>227,600</u>	<u>254,000</u>	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>337,400</u>		24	<u>203,000</u>	<u>233,900</u>	<u>261,600</u>	<u>286,300</u>	<u>329,300</u>
	25	<u>228,500</u>	<u>254,800</u>	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>338,900</u>		25	<u>204,600</u>	<u>235,000</u>	<u>262,500</u>	<u>287,900</u>	<u>331,000</u>
	26	<u>229,400</u>	<u>255,600</u>	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>340,500</u>		26	<u>205,600</u>	<u>236,200</u>	<u>263,500</u>	<u>289,400</u>	<u>332,900</u>
	27	<u>230,300</u>	<u>256,400</u>	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,100</u>		27	<u>206,700</u>	<u>237,400</u>	<u>264,500</u>	<u>290,900</u>	<u>334,800</u>
	28	<u>231,200</u>	<u>257,200</u>	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>343,600</u>		28	<u>207,800</u>	<u>238,500</u>	<u>265,500</u>	<u>292,500</u>	<u>336,600</u>
	29	<u>232,100</u>	<u>258,000</u>	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>344,900</u>		29	<u>209,000</u>	<u>239,500</u>	<u>266,700</u>	<u>293,800</u>	<u>337,900</u>
	30	<u>233,000</u>	<u>258,800</u>	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>346,400</u>		30	<u>210,100</u>	<u>240,800</u>	<u>268,200</u>	<u>295,300</u>	<u>339,700</u>
	31	<u>233,900</u>	<u>259,600</u>	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>347,900</u>		31	<u>211,200</u>	<u>242,200</u>	<u>269,700</u>	<u>296,800</u>	<u>341,400</u>
	32	<u>234,800</u>	<u>260,400</u>	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>349,400</u>		32	<u>212,300</u>	<u>243,400</u>	<u>271,000</u>	<u>298,300</u>	<u>343,200</u>
	33	<u>235,600</u>	<u>261,200</u>	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>350,900</u>		33	<u>213,700</u>	<u>244,400</u>	<u>272,200</u>	<u>299,800</u>	<u>344,900</u>
	34	<u>236,400</u>	<u>262,000</u>	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>352,400</u>		34	<u>215,000</u>	<u>245,700</u>	<u>273,800</u>	<u>301,400</u>	<u>346,700</u>
	35	<u>237,200</u>	<u>262,700</u>	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>353,900</u>		35	<u>216,300</u>	<u>246,600</u>	<u>275,300</u>	<u>303,000</u>	<u>348,500</u>
	36	<u>238,000</u>	<u>263,500</u>	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>355,300</u>		36	<u>217,500</u>	<u>247,800</u>	<u>276,800</u>	<u>304,600</u>	<u>350,300</u>
	37	<u>238,800</u>	<u>264,400</u>	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>356,700</u>		37	<u>218,500</u>	<u>249,000</u>	<u>278,100</u>	<u>305,900</u>	<u>351,900</u>
	38	<u>239,600</u>	<u>265,200</u>	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>358,300</u>		38	<u>219,500</u>	<u>250,100</u>	<u>279,500</u>	<u>307,500</u>	<u>353,600</u>
	39	<u>240,400</u>	<u>266,000</u>	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>359,800</u>		39	<u>220,500</u>	<u>251,100</u>	<u>280,800</u>	<u>309,000</u>	<u>355,200</u>
	40	<u>241,200</u>	<u>266,800</u>	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>361,300</u>		40	<u>221,500</u>	<u>252,100</u>	<u>282,100</u>	<u>310,500</u>	<u>356,800</u>
	41	<u>241,800</u>	<u>267,600</u>	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>362,500</u>		41	<u>222,400</u>	<u>253,000</u>	<u>283,200</u>	<u>312,100</u>	<u>358,000</u>
	42	<u>242,400</u>	<u>268,400</u>	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>363,600</u>		42	<u>223,200</u>	<u>253,800</u>	<u>284,600</u>	<u>313,700</u>	<u>359,100</u>
	43	<u>243,000</u>	<u>269,200</u>	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>364,800</u>		43	<u>224,000</u>	<u>254,600</u>	<u>286,000</u>	<u>315,300</u>	<u>360,300</u>
	44	<u>243,500</u>	<u>270,000</u>	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>365,900</u>		44	<u>224,900</u>	<u>255,400</u>	<u>287,300</u>	<u>316,800</u>	<u>361,500</u>
	45	<u>244,000</u>	<u>270,700</u>	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>366,900</u>		45	<u>225,800</u>	<u>256,200</u>	<u>288,600</u>	<u>317,700</u>	<u>362,500</u>
	46	<u>244,600</u>	<u>271,500</u>	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>367,700</u>		46	<u>226,700</u>	<u>257,400</u>	<u>290,200</u>	<u>319,100</u>	<u>363,300</u>
	47	<u>245,100</u>	<u>272,300</u>	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>368,700</u>		47	<u>227,600</u>	<u>258,600</u>	<u>291,700</u>	<u>320,600</u>	<u>364,300</u>
	48	<u>245,500</u>	<u>273,100</u>	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>369,800</u>		48	<u>228,500</u>	<u>259,700</u>	<u>293,100</u>	<u>322,200</u>	<u>365,400</u>
	49	<u>245,900</u>	<u>273,800</u>	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>370,800</u>		49	<u>229,200</u>	<u>261,000</u>	<u>294,300</u>	<u>323,600</u>	<u>366,400</u>
	50	<u>246,400</u>	<u>274,600</u>	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>371,800</u>		50	<u>230,100</u>	<u>262,300</u>	<u>295,800</u>	<u>324,900</u>	<u>367,400</u>
	51	<u>246,900</u>	<u>275,300</u>	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>372,800</u>		51	<u>231,000</u>	<u>263,400</u>	<u>297,100</u>	<u>326,100</u>	<u>368,400</u>
	52	<u>247,400</u>	<u>276,000</u>	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>373,700</u>		52	<u>231,800</u>	<u>264,400</u>	<u>298,600</u>	<u>327,300</u>	<u>369,300</u>
	53	<u>247,700</u>	<u>276,700</u>	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>374,500</u>		53	<u>232,100</u>	<u>265,400</u>	<u>299,900</u>	<u>328,300</u>	<u>370,100</u>
	54	<u>248,000</u>	<u>277,400</u>	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>375,300</u>		54	<u>232,900</u>	<u>266,500</u>	<u>301,300</u>	<u>329,300</u>	<u>370,900</u>
	55	<u>248,300</u>	<u>278,100</u>	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>376,200</u>		55	<u>233,500</u>	<u>267,600</u>	<u>302,700</u>	<u>330,300</u>	<u>371,800</u>

改 正 後							改 正 前						
56	<u>248,600</u>	<u>278,800</u>	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>377,000</u>		56	<u>234,200</u>	<u>268,700</u>	<u>304,000</u>	<u>331,200</u>	<u>372,600</u>	
57	<u>248,900</u>	<u>279,500</u>	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>377,500</u>		57	<u>234,800</u>	<u>269,400</u>	<u>305,000</u>	<u>331,700</u>	<u>373,100</u>	
58	<u>249,200</u>	<u>280,200</u>	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>378,300</u>		58	<u>235,400</u>	<u>270,500</u>	<u>306,200</u>	<u>332,600</u>	<u>373,900</u>	
59	<u>249,500</u>	<u>280,900</u>	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>379,100</u>		59	<u>235,900</u>	<u>271,600</u>	<u>307,400</u>	<u>333,400</u>	<u>374,700</u>	
60	<u>249,800</u>	<u>281,500</u>	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>379,900</u>		60	<u>236,400</u>	<u>272,500</u>	<u>308,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,500</u>	
61	<u>250,100</u>	<u>282,100</u>	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>380,300</u>		61	<u>237,000</u>	<u>273,300</u>	<u>310,100</u>	<u>335,000</u>	<u>375,900</u>	
62	<u>250,400</u>	<u>282,800</u>	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>381,000</u>		62	<u>237,500</u>	<u>274,300</u>	<u>311,300</u>	<u>335,300</u>	<u>376,600</u>	
63	<u>250,700</u>	<u>283,500</u>	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>381,700</u>		63	<u>238,000</u>	<u>275,200</u>	<u>312,500</u>	<u>335,800</u>	<u>377,300</u>	
64	<u>251,000</u>	<u>284,100</u>	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>382,300</u>		64	<u>238,600</u>	<u>276,100</u>	<u>313,700</u>	<u>336,400</u>	<u>377,900</u>	
65	<u>251,300</u>	<u>284,700</u>	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>382,700</u>		65	<u>239,100</u>	<u>276,900</u>	<u>315,000</u>	<u>337,000</u>	<u>378,300</u>	
66	<u>251,600</u>	<u>285,400</u>	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>383,200</u>		66	<u>239,600</u>	<u>277,900</u>	<u>315,800</u>	<u>337,700</u>	<u>378,900</u>	
67	<u>251,900</u>	<u>286,100</u>	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>383,800</u>		67	<u>240,200</u>	<u>278,800</u>	<u>316,500</u>	<u>338,400</u>	<u>379,600</u>	
68	<u>252,200</u>	<u>286,700</u>	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>384,400</u>		68	<u>240,700</u>	<u>279,700</u>	<u>317,200</u>	<u>339,000</u>	<u>380,200</u>	
69	<u>252,500</u>	<u>287,300</u>	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>384,800</u>		69	<u>241,200</u>	<u>280,600</u>	<u>317,800</u>	<u>339,700</u>	<u>380,600</u>	
70	<u>252,800</u>	<u>288,000</u>	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>385,300</u>		70	<u>241,700</u>	<u>281,600</u>	<u>318,500</u>	<u>340,200</u>	<u>381,100</u>	
71	<u>253,100</u>	<u>288,700</u>	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>385,800</u>		71	<u>242,100</u>	<u>282,700</u>	<u>319,200</u>	<u>340,800</u>	<u>381,600</u>	
72	<u>253,300</u>	<u>289,300</u>	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,300</u>		72	<u>242,600</u>	<u>283,700</u>	<u>319,800</u>	<u>341,400</u>	<u>382,100</u>	
73	<u>253,500</u>	<u>289,900</u>	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>386,900</u>		73	<u>243,100</u>	<u>284,300</u>	<u>320,400</u>	<u>341,700</u>	<u>382,700</u>	
74	<u>253,800</u>	<u>290,400</u>	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>387,400</u>		74	<u>243,600</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>	<u>342,300</u>	<u>383,200</u>	
75	<u>254,100</u>	<u>290,800</u>	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>388,000</u>		75	<u>244,100</u>	<u>285,300</u>	<u>321,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,800</u>	
76	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>388,600</u>		76	<u>244,600</u>	<u>286,100</u>	<u>321,600</u>	<u>343,300</u>	<u>384,400</u>	
77	<u>254,500</u>	<u>291,600</u>	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>389,100</u>		77	<u>244,900</u>	<u>286,900</u>	<u>322,200</u>	<u>343,800</u>	<u>384,900</u>	
78	<u>254,800</u>	<u>291,900</u>	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>389,600</u>		78	<u>245,200</u>	<u>287,500</u>	<u>322,700</u>	<u>344,300</u>	<u>385,400</u>	
79	<u>255,100</u>	<u>292,200</u>	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>390,100</u>		79	<u>245,500</u>	<u>288,100</u>	<u>323,200</u>	<u>344,800</u>	<u>385,900</u>	
80	<u>255,300</u>	<u>292,500</u>	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>390,600</u>		80	<u>245,700</u>	<u>288,600</u>	<u>323,600</u>	<u>345,200</u>	<u>386,400</u>	
81	<u>255,500</u>	<u>292,800</u>	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>390,900</u>		81	<u>245,900</u>	<u>289,100</u>	<u>324,200</u>	<u>345,500</u>	<u>386,700</u>	
82	<u>255,800</u>	<u>293,100</u>	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>	<u>391,400</u>		82	<u>246,200</u>	<u>289,600</u>	<u>324,700</u>	<u>345,800</u>	<u>387,200</u>	
83	<u>256,100</u>	<u>293,400</u>	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>	<u>391,800</u>		83	<u>246,500</u>	<u>290,000</u>	<u>325,100</u>	<u>346,200</u>	<u>387,600</u>	
84	<u>256,300</u>	<u>293,700</u>	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>	<u>392,200</u>		84	<u>246,700</u>	<u>290,300</u>	<u>325,600</u>	<u>346,500</u>	<u>388,000</u>	
85	<u>256,500</u>	<u>293,900</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>	<u>392,600</u>		85	<u>246,900</u>	<u>290,500</u>	<u>326,100</u>	<u>347,000</u>	<u>388,400</u>	
86		<u>294,100</u>	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>			86		<u>290,700</u>	<u>326,500</u>	<u>347,300</u>		
87		<u>294,300</u>	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>			87		<u>290,900</u>	<u>326,700</u>	<u>347,600</u>		
88		<u>294,500</u>	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>			88		<u>291,100</u>	<u>327,000</u>	<u>347,900</u>		
89		<u>294,900</u>	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>			89		<u>291,500</u>	<u>327,400</u>	<u>348,300</u>		
90		<u>295,100</u>	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>			90		<u>291,700</u>	<u>327,800</u>	<u>348,600</u>		
91		<u>295,300</u>	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>			91		<u>291,900</u>	<u>328,200</u>	<u>349,000</u>		
92		<u>295,500</u>	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>			92		<u>292,100</u>	<u>328,600</u>	<u>349,300</u>		
93		<u>295,900</u>	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>			93		<u>292,500</u>	<u>328,900</u>	<u>349,700</u>		
94		<u>296,100</u>	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>			94		<u>292,700</u>	<u>329,100</u>	<u>350,000</u>		
95		<u>296,300</u>	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>			95		<u>292,900</u>	<u>329,500</u>	<u>350,300</u>		
96		<u>296,600</u>	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>			96		<u>293,200</u>	<u>329,800</u>	<u>350,600</u>		
97		<u>296,900</u>	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>			97		<u>293,500</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>		
98		<u>297,100</u>	<u>334,000</u>	<u>355,100</u>			98		<u>293,700</u>	<u>330,300</u>	<u>351,300</u>		
99		<u>297,300</u>	<u>334,300</u>	<u>355,500</u>			99		<u>293,900</u>	<u>330,600</u>	<u>351,700</u>		
100		<u>297,600</u>	<u>334,600</u>	<u>355,900</u>			100		<u>294,200</u>	<u>330,900</u>	<u>352,100</u>		

改 正 後							改 正 前						
	101		<u>297,900</u>	<u>334,800</u>	<u>356,400</u>			101		<u>294,500</u>	<u>331,100</u>	<u>352,600</u>	
	102		<u>298,100</u>	<u>335,100</u>	<u>356,800</u>			102		<u>294,700</u>	<u>331,400</u>	<u>353,000</u>	
	103		<u>298,300</u>	<u>335,400</u>	<u>357,200</u>			103		<u>294,900</u>	<u>331,800</u>	<u>353,400</u>	
	104		<u>298,600</u>	<u>335,600</u>	<u>357,600</u>			104		<u>295,200</u>	<u>332,000</u>	<u>353,800</u>	
	105		<u>298,900</u>	<u>335,800</u>	<u>358,100</u>			105		<u>295,500</u>	<u>332,200</u>	<u>354,300</u>	
	106			<u>336,000</u>				106			<u>332,400</u>		
	107			<u>336,400</u>				107			<u>332,800</u>		
	108			<u>336,600</u>				108			<u>333,000</u>		
	109			<u>336,800</u>				109			<u>333,200</u>		
	110			<u>337,200</u>				110			<u>333,600</u>		
	111			<u>337,600</u>				111			<u>334,000</u>		
	112			<u>338,000</u>				112			<u>334,400</u>		
	113			<u>338,200</u>				113			<u>334,600</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>193,000</u>	<u>219,600</u>	<u>248,100</u>	<u>261,700</u>	<u>287,300</u>				<u>189,700</u>	<u>216,300</u>	<u>244,500</u>	<u>257,900</u>

備考（略）

給料表

エ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職		円	円	円	円	円
	1	<u>207,700</u>	<u>240,600</u>	<u>277,600</u>	<u>293,000</u>	<u>310,300</u>
	2	<u>209,600</u>	<u>242,800</u>	<u>278,700</u>	<u>293,600</u>	<u>311,500</u>
	3	<u>211,400</u>	<u>245,000</u>	<u>279,800</u>	<u>294,200</u>	<u>312,700</u>
	4	<u>213,100</u>	<u>247,200</u>	<u>280,800</u>	<u>294,700</u>	<u>313,800</u>
	5	<u>214,800</u>	<u>249,400</u>	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>314,900</u>
	6	<u>216,700</u>	<u>250,400</u>	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>316,000</u>
	7	<u>218,500</u>	<u>251,300</u>	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>317,100</u>
	8	<u>220,200</u>	<u>252,200</u>	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>318,200</u>
	9	<u>221,900</u>	<u>253,100</u>	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>319,300</u>
	10	<u>223,900</u>	<u>254,300</u>	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>320,300</u>
	11	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>321,300</u>
	12	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>322,300</u>
	13	<u>229,600</u>	<u>257,100</u>	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>323,300</u>
	14	<u>231,600</u>	<u>257,800</u>	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>324,500</u>
	15	<u>233,600</u>	<u>258,500</u>	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>325,700</u>
	16	<u>235,600</u>	<u>259,400</u>	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>326,900</u>

備考（略）

給料表

エ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職		円	円	円	円	円
	1	<u>183,500</u>	<u>211,000</u>	<u>253,600</u>	<u>272,400</u>	<u>293,800</u>
	2	<u>184,900</u>	<u>212,900</u>	<u>255,000</u>	<u>273,300</u>	<u>295,300</u>
	3	<u>186,400</u>	<u>214,900</u>	<u>256,500</u>	<u>274,100</u>	<u>296,900</u>
	4	<u>187,800</u>	<u>216,800</u>	<u>257,900</u>	<u>274,900</u>	<u>298,500</u>
	5	<u>189,300</u>	<u>218,800</u>	<u>259,100</u>	<u>275,400</u>	<u>299,800</u>
	6	<u>190,800</u>	<u>220,600</u>	<u>259,900</u>	<u>276,300</u>	<u>301,500</u>
	7	<u>192,300</u>	<u>222,400</u>	<u>260,700</u>	<u>277,000</u>	<u>303,100</u>
	8	<u>193,800</u>	<u>224,100</u>	<u>261,400</u>	<u>277,900</u>	<u>304,700</u>
	9	<u>195,000</u>	<u>225,800</u>	<u>262,100</u>	<u>278,800</u>	<u>306,300</u>
	10	<u>196,700</u>	<u>227,200</u>	<u>262,800</u>	<u>279,400</u>	<u>307,700</u>
	11	<u>198,300</u>	<u>228,500</u>	<u>263,600</u>	<u>280,300</u>	<u>308,900</u>
	12	<u>199,800</u>	<u>229,400</u>	<u>264,300</u>	<u>281,200</u>	<u>310,200</u>
	13	<u>201,200</u>	<u>230,800</u>	<u>265,100</u>	<u>282,100</u>	<u>311,400</u>
	14	<u>203,200</u>	<u>231,800</u>	<u>266,000</u>	<u>283,000</u>	<u>313,000</u>
	15	<u>205,300</u>	<u>232,800</u>	<u>266,800</u>	<u>283,900</u>	<u>314,600</u>
	16	<u>207,300</u>	<u>233,700</u>	<u>267,700</u>	<u>284,800</u>	<u>316,200</u>

改 正 後							改 正 前						
員	17	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>328,000</u>	員	17	<u>209,300</u>	<u>234,800</u>	<u>268,200</u>	<u>285,800</u>	<u>317,700</u>
	18	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>329,200</u>		18	<u>211,300</u>	<u>236,200</u>	<u>269,000</u>	<u>286,800</u>	<u>319,200</u>
	19	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>330,300</u>		19	<u>213,400</u>	<u>237,600</u>	<u>269,800</u>	<u>287,800</u>	<u>320,700</u>
	20	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>331,400</u>		20	<u>215,400</u>	<u>238,700</u>	<u>270,600</u>	<u>288,900</u>	<u>322,100</u>
	21	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>332,500</u>		21	<u>217,300</u>	<u>239,800</u>	<u>271,300</u>	<u>290,200</u>	<u>323,500</u>
	22	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>333,700</u>		22	<u>219,000</u>	<u>241,400</u>	<u>272,000</u>	<u>291,600</u>	<u>324,900</u>
	23	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>334,800</u>		23	<u>220,700</u>	<u>243,100</u>	<u>272,700</u>	<u>292,800</u>	<u>326,400</u>
	24	<u>249,100</u>	<u>268,200</u>	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>335,900</u>		24	<u>222,400</u>	<u>244,500</u>	<u>273,500</u>	<u>294,000</u>	<u>327,800</u>
	25	<u>250,200</u>	<u>269,200</u>	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>337,000</u>		25	<u>223,700</u>	<u>245,700</u>	<u>274,300</u>	<u>295,100</u>	<u>329,200</u>
	26	<u>251,100</u>	<u>270,300</u>	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>338,200</u>		26	<u>225,000</u>	<u>247,000</u>	<u>275,000</u>	<u>296,500</u>	<u>330,600</u>
	27	<u>252,000</u>	<u>271,400</u>	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>339,300</u>		27	<u>226,100</u>	<u>248,400</u>	<u>275,800</u>	<u>297,900</u>	<u>332,000</u>
	28	<u>252,900</u>	<u>272,400</u>	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>340,400</u>		28	<u>227,100</u>	<u>249,700</u>	<u>276,600</u>	<u>299,300</u>	<u>333,400</u>
	29	<u>253,700</u>	<u>273,400</u>	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>341,500</u>		29	<u>228,200</u>	<u>251,100</u>	<u>277,600</u>	<u>300,300</u>	<u>334,500</u>
	30	<u>254,500</u>	<u>274,100</u>	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>342,700</u>		30	<u>229,000</u>	<u>252,100</u>	<u>278,700</u>	<u>301,600</u>	<u>336,000</u>
	31	<u>255,200</u>	<u>274,800</u>	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>343,800</u>		31	<u>229,800</u>	<u>252,900</u>	<u>280,100</u>	<u>302,900</u>	<u>337,400</u>
	32	<u>255,900</u>	<u>275,500</u>	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>344,900</u>		32	<u>230,500</u>	<u>253,600</u>	<u>281,300</u>	<u>304,100</u>	<u>338,900</u>
	33	<u>256,700</u>	<u>276,200</u>	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>346,000</u>		33	<u>231,600</u>	<u>254,400</u>	<u>282,500</u>	<u>305,300</u>	<u>340,400</u>
	34	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>347,300</u>		34	<u>232,800</u>	<u>255,300</u>	<u>283,800</u>	<u>306,700</u>	<u>341,900</u>
	35	<u>258,300</u>	<u>277,300</u>	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>348,600</u>		35	<u>233,900</u>	<u>256,200</u>	<u>284,900</u>	<u>308,100</u>	<u>343,400</u>
	36	<u>259,000</u>	<u>277,800</u>	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>349,900</u>		36	<u>234,900</u>	<u>256,900</u>	<u>286,100</u>	<u>309,500</u>	<u>344,900</u>
	37	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>351,100</u>		37	<u>235,900</u>	<u>257,600</u>	<u>287,500</u>	<u>310,800</u>	<u>346,500</u>
	38	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>352,600</u>		38	<u>237,200</u>	<u>258,500</u>	<u>288,600</u>	<u>312,100</u>	<u>348,100</u>
	39	<u>261,500</u>	<u>279,400</u>	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>354,100</u>		39	<u>238,500</u>	<u>259,400</u>	<u>289,700</u>	<u>313,500</u>	<u>349,600</u>
	40	<u>262,300</u>	<u>279,900</u>	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>355,600</u>		40	<u>239,700</u>	<u>260,300</u>	<u>290,700</u>	<u>314,900</u>	<u>351,100</u>
	41	<u>263,100</u>	<u>280,300</u>	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>356,800</u>		41	<u>240,500</u>	<u>260,700</u>	<u>291,700</u>	<u>316,400</u>	<u>352,300</u>
	42	<u>264,000</u>	<u>280,800</u>	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>358,300</u>		42	<u>241,500</u>	<u>261,500</u>	<u>292,900</u>	<u>317,800</u>	<u>353,800</u>
	43	<u>264,800</u>	<u>281,300</u>	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>359,700</u>		43	<u>242,500</u>	<u>262,300</u>	<u>294,100</u>	<u>319,200</u>	<u>355,300</u>
	44	<u>265,600</u>	<u>281,800</u>	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>361,100</u>		44	<u>243,500</u>	<u>263,000</u>	<u>295,300</u>	<u>320,500</u>	<u>356,700</u>
	45	<u>266,400</u>	<u>282,300</u>	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>362,500</u>		45	<u>244,500</u>	<u>263,700</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>	<u>358,100</u>
	46	<u>267,100</u>	<u>282,800</u>	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>363,500</u>		46	<u>245,500</u>	<u>264,400</u>	<u>297,700</u>	<u>322,700</u>	<u>359,100</u>
	47	<u>267,800</u>	<u>283,300</u>	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>364,900</u>		47	<u>246,400</u>	<u>265,100</u>	<u>299,000</u>	<u>324,100</u>	<u>360,500</u>
	48	<u>268,400</u>	<u>283,800</u>	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>366,200</u>		48	<u>247,200</u>	<u>265,800</u>	<u>300,200</u>	<u>325,600</u>	<u>361,800</u>
	49	<u>269,000</u>	<u>284,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>367,500</u>		49	<u>248,000</u>	<u>266,500</u>	<u>301,300</u>	<u>326,700</u>	<u>363,100</u>
	50	<u>269,500</u>	<u>284,800</u>	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>368,900</u>		50	<u>248,900</u>	<u>267,300</u>	<u>302,500</u>	<u>328,000</u>	<u>364,500</u>
	51	<u>270,000</u>	<u>285,300</u>	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>370,200</u>		51	<u>249,800</u>	<u>268,000</u>	<u>303,700</u>	<u>329,300</u>	<u>365,800</u>
	52	<u>270,400</u>	<u>285,800</u>	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>371,500</u>		52	<u>250,600</u>	<u>268,900</u>	<u>305,000</u>	<u>330,600</u>	<u>367,100</u>
	53	<u>270,800</u>	<u>286,300</u>	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>373,000</u>		53	<u>251,200</u>	<u>269,800</u>	<u>306,400</u>	<u>331,900</u>	<u>368,600</u>
	54	<u>271,300</u>	<u>286,800</u>	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>374,200</u>		54	<u>252,100</u>	<u>270,900</u>	<u>307,700</u>	<u>333,200</u>	<u>369,800</u>
	55	<u>271,800</u>	<u>287,300</u>	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>375,300</u>		55	<u>253,000</u>	<u>272,000</u>	<u>309,000</u>	<u>334,500</u>	<u>370,900</u>
	56	<u>272,200</u>	<u>287,800</u>	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>376,500</u>		56	<u>253,800</u>	<u>273,200</u>	<u>310,200</u>	<u>335,800</u>	<u>372,100</u>
	57	<u>272,600</u>	<u>288,300</u>	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>377,600</u>		57	<u>254,500</u>	<u>274,400</u>	<u>311,000</u>	<u>336,700</u>	<u>373,200</u>
	58	<u>273,000</u>	<u>289,100</u>	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>378,500</u>		58	<u>255,400</u>	<u>275,800</u>	<u>312,200</u>	<u>338,000</u>	<u>374,100</u>
	59	<u>273,400</u>	<u>289,900</u>	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>379,500</u>		59	<u>256,000</u>	<u>277,100</u>	<u>313,400</u>	<u>339,200</u>	<u>375,100</u>
	60	<u>273,800</u>	<u>290,600</u>	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>380,400</u>		60	<u>256,800</u>	<u>278,400</u>	<u>314,800</u>	<u>340,500</u>	<u>376,000</u>
	61	<u>274,200</u>	<u>291,300</u>	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>381,000</u>		61	<u>257,500</u>	<u>279,600</u>	<u>315,900</u>	<u>341,500</u>	<u>376,600</u>

改 正 後							改 正 前						
62	<u>274,600</u>	<u>292,200</u>	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>381,800</u>		62	<u>258,200</u>	<u>280,800</u>	<u>317,200</u>	<u>342,400</u>	<u>377,400</u>	
63	<u>275,000</u>	<u>293,100</u>	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>382,600</u>		63	<u>258,900</u>	<u>281,900</u>	<u>318,400</u>	<u>343,500</u>	<u>378,200</u>	
64	<u>275,400</u>	<u>293,900</u>	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>383,400</u>		64	<u>259,600</u>	<u>283,000</u>	<u>319,600</u>	<u>344,700</u>	<u>379,000</u>	
65	<u>275,800</u>	<u>294,700</u>	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>384,100</u>		65	<u>260,200</u>	<u>284,000</u>	<u>320,800</u>	<u>345,800</u>	<u>379,700</u>	
66	<u>276,200</u>	<u>295,600</u>	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>384,800</u>		66	<u>260,900</u>	<u>285,200</u>	<u>322,100</u>	<u>347,000</u>	<u>380,400</u>	
67	<u>276,600</u>	<u>296,400</u>	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>385,500</u>		67	<u>261,500</u>	<u>286,400</u>	<u>323,300</u>	<u>348,200</u>	<u>381,200</u>	
68	<u>277,000</u>	<u>297,200</u>	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>386,100</u>		68	<u>262,100</u>	<u>287,400</u>	<u>324,500</u>	<u>349,200</u>	<u>381,900</u>	
69	<u>277,400</u>	<u>298,000</u>	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>386,700</u>		69	<u>262,700</u>	<u>288,400</u>	<u>325,200</u>	<u>350,200</u>	<u>382,500</u>	
70	<u>277,900</u>	<u>298,900</u>	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>387,300</u>		70	<u>263,300</u>	<u>289,800</u>	<u>326,300</u>	<u>351,200</u>	<u>383,100</u>	
71	<u>278,400</u>	<u>299,800</u>	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>388,000</u>		71	<u>264,100</u>	<u>291,100</u>	<u>327,400</u>	<u>352,300</u>	<u>383,800</u>	
72	<u>278,800</u>	<u>300,700</u>	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>388,600</u>		72	<u>264,900</u>	<u>292,300</u>	<u>328,300</u>	<u>353,400</u>	<u>384,400</u>	
73	<u>279,200</u>	<u>301,600</u>	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>389,300</u>		73	<u>266,100</u>	<u>293,300</u>	<u>329,400</u>	<u>354,200</u>	<u>385,100</u>	
74	<u>279,800</u>	<u>302,500</u>	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>389,800</u>		74	<u>267,200</u>	<u>294,600</u>	<u>330,100</u>	<u>355,300</u>	<u>385,600</u>	
75	<u>280,400</u>	<u>303,400</u>	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>390,400</u>		75	<u>268,200</u>	<u>295,800</u>	<u>331,200</u>	<u>356,400</u>	<u>386,200</u>	
76	<u>280,900</u>	<u>304,300</u>	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>390,900</u>		76	<u>269,200</u>	<u>297,000</u>	<u>332,300</u>	<u>357,400</u>	<u>386,700</u>	
77	<u>281,400</u>	<u>305,100</u>	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>391,300</u>		77	<u>270,100</u>	<u>298,300</u>	<u>333,400</u>	<u>358,100</u>	<u>387,100</u>	
78	<u>282,000</u>	<u>306,100</u>	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>391,900</u>		78	<u>271,000</u>	<u>299,500</u>	<u>334,600</u>	<u>358,900</u>	<u>387,700</u>	
79	<u>282,600</u>	<u>307,100</u>	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>392,400</u>		79	<u>271,900</u>	<u>300,700</u>	<u>335,700</u>	<u>359,700</u>	<u>388,200</u>	
80	<u>283,100</u>	<u>308,000</u>	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>392,700</u>		80	<u>272,800</u>	<u>301,900</u>	<u>336,800</u>	<u>360,400</u>	<u>388,500</u>	
81	<u>283,600</u>	<u>308,500</u>	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>393,000</u>		81	<u>273,600</u>	<u>302,400</u>	<u>337,900</u>	<u>361,000</u>	<u>388,800</u>	
82	<u>284,100</u>	<u>309,400</u>	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>393,500</u>		82	<u>274,500</u>	<u>303,600</u>	<u>339,000</u>	<u>361,500</u>	<u>389,300</u>	
83	<u>284,600</u>	<u>310,300</u>	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>393,900</u>		83	<u>275,400</u>	<u>304,700</u>	<u>340,000</u>	<u>362,100</u>	<u>389,700</u>	
84	<u>285,100</u>	<u>311,100</u>	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>		84	<u>276,000</u>	<u>305,800</u>	<u>341,100</u>	<u>362,600</u>	<u>390,000</u>	
85	<u>285,600</u>	<u>311,900</u>	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>394,500</u>		85	<u>276,700</u>	<u>306,900</u>	<u>342,000</u>	<u>363,200</u>	<u>390,300</u>	
86	<u>286,100</u>	<u>312,900</u>	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>395,000</u>		86	<u>277,400</u>	<u>308,100</u>	<u>343,000</u>	<u>363,700</u>	<u>390,800</u>	
87	<u>286,600</u>	<u>313,900</u>	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>395,500</u>		87	<u>278,100</u>	<u>309,300</u>	<u>343,900</u>	<u>364,300</u>	<u>391,300</u>	
88	<u>287,100</u>	<u>314,900</u>	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>395,900</u>		88	<u>278,800</u>	<u>310,400</u>	<u>344,900</u>	<u>364,800</u>	<u>391,700</u>	
89	<u>287,600</u>	<u>315,800</u>	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>396,200</u>		89	<u>279,600</u>	<u>311,500</u>	<u>345,800</u>	<u>365,200</u>	<u>392,000</u>	
90	<u>288,100</u>	<u>316,900</u>	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>	<u>396,600</u>		90	<u>280,400</u>	<u>312,700</u>	<u>346,600</u>	<u>365,600</u>	<u>392,400</u>	
91	<u>288,600</u>	<u>317,900</u>	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>	<u>397,100</u>		91	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>347,400</u>	<u>366,200</u>	<u>392,900</u>	
92	<u>289,100</u>	<u>318,900</u>	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>	<u>397,500</u>		92	<u>282,000</u>	<u>315,000</u>	<u>348,200</u>	<u>366,700</u>	<u>393,300</u>	
93	<u>289,600</u>	<u>319,700</u>	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>	<u>397,900</u>		93	<u>282,800</u>	<u>315,800</u>	<u>348,800</u>	<u>367,000</u>	<u>393,700</u>	
94	<u>290,200</u>	<u>320,400</u>	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>			94	<u>283,800</u>	<u>316,500</u>	<u>349,400</u>	<u>367,500</u>		
95	<u>290,800</u>	<u>321,100</u>	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>			95	<u>284,700</u>	<u>317,200</u>	<u>350,100</u>	<u>367,900</u>		
96	<u>291,400</u>	<u>321,700</u>	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>			96	<u>285,600</u>	<u>317,800</u>	<u>350,700</u>	<u>368,200</u>		
97	<u>292,000</u>	<u>322,200</u>	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>			97	<u>286,200</u>	<u>318,300</u>	<u>351,100</u>	<u>368,800</u>		
98	<u>292,500</u>	<u>322,500</u>	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>			98	<u>286,800</u>	<u>318,600</u>	<u>351,500</u>	<u>369,300</u>		
99	<u>293,000</u>	<u>323,100</u>	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>			99	<u>287,400</u>	<u>319,200</u>	<u>352,000</u>	<u>369,800</u>		
100	<u>293,500</u>	<u>323,700</u>	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>			100	<u>288,300</u>	<u>319,800</u>	<u>352,400</u>	<u>370,300</u>		
101	<u>294,000</u>	<u>324,100</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>			101	<u>289,100</u>	<u>320,200</u>	<u>352,900</u>	<u>370,900</u>		
102	<u>294,500</u>	<u>324,700</u>	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>			102	<u>289,900</u>	<u>320,800</u>	<u>353,300</u>	<u>371,400</u>		
103	<u>295,000</u>	<u>325,300</u>	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>			103	<u>290,700</u>	<u>321,400</u>	<u>353,800</u>	<u>371,900</u>		
104	<u>295,400</u>	<u>325,800</u>	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>			104	<u>291,500</u>	<u>321,900</u>	<u>354,200</u>	<u>372,300</u>		
105	<u>295,800</u>	<u>326,200</u>	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>			105	<u>292,100</u>	<u>322,300</u>	<u>354,500</u>	<u>372,900</u>		
106	<u>296,300</u>	<u>326,700</u>	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>			106	<u>292,600</u>	<u>322,800</u>	<u>355,000</u>	<u>373,400</u>		

改 正 後						改 正 前					
107	<u>296,800</u>	<u>327,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>		107	<u>293,100</u>	<u>323,300</u>	<u>355,400</u>	<u>373,900</u>	
108	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>		108	<u>293,500</u>	<u>323,800</u>	<u>355,700</u>	<u>374,400</u>	
109	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>		109	<u>293,700</u>	<u>324,200</u>	<u>356,200</u>	<u>375,000</u>	
110	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>		110	<u>294,000</u>	<u>324,600</u>	<u>356,700</u>	<u>375,400</u>	
111	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>		111	<u>294,200</u>	<u>324,900</u>	<u>357,200</u>	<u>375,900</u>	
112	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>		112	<u>294,500</u>	<u>325,200</u>	<u>357,700</u>	<u>376,400</u>	
113	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>		113	<u>294,800</u>	<u>325,500</u>	<u>358,200</u>	<u>377,000</u>	
114	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>	<u>362,600</u>			114	<u>295,000</u>	<u>325,900</u>	<u>358,700</u>		
115	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>	<u>363,100</u>			115	<u>295,300</u>	<u>326,300</u>	<u>359,200</u>		
116	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>	<u>363,500</u>			116	<u>295,500</u>	<u>326,600</u>	<u>359,600</u>		
117	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>	<u>363,900</u>			117	<u>295,800</u>	<u>326,800</u>	<u>360,000</u>		
118	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>	<u>364,300</u>			118	<u>296,100</u>	<u>327,100</u>	<u>360,400</u>		
119	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>	<u>364,800</u>			119	<u>296,400</u>	<u>327,500</u>	<u>360,900</u>		
120	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>	<u>365,300</u>			120	<u>296,700</u>	<u>327,700</u>	<u>361,400</u>		
121	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>	<u>365,700</u>			121	<u>297,000</u>	<u>327,900</u>	<u>361,800</u>		
122	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>	<u>366,200</u>			122	<u>297,400</u>	<u>328,200</u>	<u>362,300</u>		
123	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>	<u>366,700</u>			123	<u>297,700</u>	<u>328,500</u>	<u>362,800</u>		
124	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>	<u>367,200</u>			124	<u>298,100</u>	<u>328,800</u>	<u>363,300</u>		
125	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>	<u>367,500</u>			125	<u>298,300</u>	<u>329,000</u>	<u>363,600</u>		
126	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>				126	<u>298,500</u>	<u>329,300</u>			
127	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>				127	<u>298,800</u>	<u>329,700</u>			
128	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>				128	<u>299,200</u>	<u>329,900</u>			
129	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>				129	<u>299,400</u>	<u>330,100</u>			
130	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>				130	<u>299,700</u>	<u>330,300</u>			
131	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>				131	<u>300,100</u>	<u>330,700</u>			
132	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>				132	<u>300,500</u>	<u>330,900</u>			
133	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>				133	<u>300,700</u>	<u>331,200</u>			
134	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>				134	<u>301,000</u>	<u>331,600</u>			
135	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>				135	<u>301,400</u>	<u>332,000</u>			
136	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>				136	<u>301,700</u>	<u>332,400</u>			
137	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>				137	<u>301,900</u>	<u>332,700</u>			
138	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>				138	<u>302,200</u>	<u>333,100</u>			
139	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>				139	<u>302,600</u>	<u>333,500</u>			
140	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>				140	<u>302,900</u>	<u>333,900</u>			
141	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>				141	<u>303,100</u>	<u>334,200</u>			
142	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>				142	<u>303,500</u>	<u>334,600</u>			
143	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>				143	<u>303,900</u>	<u>334,900</u>			
144	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>				144	<u>304,200</u>	<u>335,300</u>			
145	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>				145	<u>304,400</u>	<u>335,600</u>			
146	<u>307,900</u>	<u>339,700</u>				146	<u>304,600</u>	<u>336,000</u>			
147	<u>308,200</u>	<u>340,100</u>				147	<u>304,900</u>	<u>336,400</u>			
148	<u>308,600</u>	<u>340,500</u>				148	<u>305,300</u>	<u>336,800</u>			
149	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>				149	<u>305,500</u>	<u>337,100</u>			
150	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>				150	<u>305,700</u>	<u>337,500</u>			
151	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>				151	<u>306,000</u>	<u>337,900</u>			

改 正 後							改 正 前						
	152	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>					152	<u>306,300</u>	<u>338,300</u>			
	153	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>					153	<u>306,700</u>	<u>338,600</u>			
	154	<u>310,200</u>						154	<u>306,900</u>				
	155	<u>310,400</u>						155	<u>307,100</u>				
	156	<u>310,700</u>						156	<u>307,400</u>				
	157	<u>311,000</u>						157	<u>307,700</u>				
	158	<u>311,300</u>						158	<u>308,000</u>				
	159	<u>311,600</u>						159	<u>308,300</u>				
	160	<u>311,900</u>						160	<u>308,600</u>				
	161	<u>312,300</u>						161	<u>309,000</u>				
	162	<u>312,600</u>						162	<u>309,300</u>				
	163	<u>312,900</u>						163	<u>309,600</u>				
	164	<u>313,200</u>						164	<u>309,900</u>				
	165	<u>313,600</u>						165	<u>310,300</u>				
	166	<u>313,900</u>						166	<u>310,600</u>				
	167	<u>314,200</u>						167	<u>310,900</u>				
	168	<u>314,500</u>						168	<u>311,200</u>				
	169	<u>314,900</u>						169	<u>311,600</u>				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>239,700</u>	<u>260,200</u>	<u>267,500</u>	<u>277,900</u>	<u>294,300</u>		<u>236,100</u>	<u>256,400</u>	<u>263,600</u>	<u>273,800</u>	<u>290,100</u>	
備考 (略)							備考 (略)						

(下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
(給与条例の適用除外) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 別表（第7条関係） <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr></table>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	(給与条例の適用除外) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 別表（第7条関係） <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr></table>	号給	給料月額（円）	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>
号給	給料月額（円）																								
1	<u>392,000</u>																								
2	<u>440,000</u>																								
3	<u>492,000</u>																								
4	<u>555,000</u>																								
5	<u>634,000</u>																								
号給	給料月額（円）																								
1	<u>380,000</u>																								
2	<u>427,000</u>																								
3	<u>477,000</u>																								
4	<u>539,000</u>																								
5	<u>615,000</u>																								

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の下呂市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）又は改正後の下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市職員の給与に関する条例又は改正前の下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【参考資料】

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和6年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

① 期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。

一般職員（年間+0.10月）

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	<u>1.250 (1.050)</u>	<u>1.050 (1.250)</u>	<u>1.225 (1.025)</u>	<u>1.025 (1.225)</u>
12月期	<u>1.250 (1.050)</u>	<u>1.050 (1.250)</u>	<u>1.225 (1.025)</u>	<u>1.025 (1.225)</u>
計	<u>2.500 (2.100)</u>	<u>2.100 (2.500)</u>	<u>2.450 (2.050)</u>	<u>2.050 (2.450)</u>
	<u>4.600 (4.600)</u>		<u>4.500 (4.500)</u>	

※（ ）内は特定管理職員

（第23条の4、第23条の7関係）

② 特に若年層に重点を置き、各給料表を引き上げます。

（別表第1関係）

(2) 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条）

① 特定任期付職員の期末手当支給率を「100分の170」から「100分の172.5」に引き上げます。

（第9条関係）

② 特定任期付職員の給料月額を引き上げます。

（別表関係）

(3) この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

（附則第1項関係）

(4) 改正後の下呂市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」といいます。）又は改正後の下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」といいます。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市職員の給与に関する条例又は改正前の下呂市一般職の任期付職員の採用等に

関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなします。

(附則第 2 項関係)

(5) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

(附則第 3 項関係)

議第 6 号

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

国の令和 6 年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【参考資料】

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国の令和6年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。

常勤の特別職職員（年間＋0.10月）

【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
6月期	<u>2.300</u>	<u>2.250</u>
12月期	<u>2.300</u>	<u>2.250</u>
計	<u>4.600</u>	<u>4.500</u>

（第5条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用します。

（附則第1項関係）

(3) 改正後の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」といいます。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなします。

（附則第2項関係）

(4) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

（附則第3項関係）

議第 7 号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

国の令和 6 年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、議会議員の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議会議員報酬等条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

【参考資料】

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国の令和6年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、議会議員の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市議会議員の期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。

議会議員の議員（年間+0.10月）

【下線部分が改正箇所】

区分	改定後	改定前
	期末手当	期末手当
6月期	<u>2.300</u>	<u>2.250</u>
12月期	<u>2.300</u>	<u>2.250</u>
計	<u>4.600</u>	<u>4.500</u>

（第5条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用します。

（附則第1項関係）

(3) 改正後の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議会議員報酬等条例」といいます。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなします。

（附則第2項関係）

議第 8 号

下呂市奨学資金貸与条例について

下呂市奨学資金貸与条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 8 年度から新たな奨学金制度を開始し、高等教育を目指す学生や保護者にとって、より充実した奨学金制度とするため、当該条例を制定するもの。

下呂市奨学資金貸与条例

（目的）

第1条 この条例は、高等教育を目指す者に対し、修学上必要な資金（以下「奨学資金」という。）の貸与を行うことにより、学費や生活費の負担を軽減するとともに、地域の発展に資する有能な人材を育成することを目的とする。

（貸与の対象者）

第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- （1） 本人又は本人の生計を維持する者が、市内に住所を有していること。
- （2） 大学（大学院を除く。）、短期大学、高等専門学校（4年生及び5年生に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在学する者

（貸与の額および期間等）

第3条 奨学資金は、次に掲げるところにより本人に貸与する。

- （1） 貸与の額は、年額120万円を上限とする。
- （2） 貸与の期間は、本人が在学する学校の正規の最短修学年限を超えない期間で、1人あたり4年以内とする。
- （3） 貸与開始から返納が完了するまでの利率の算定方式、返納の方法及び期間については、規則で定める。

（状況報告）

第4条 奨学資金の貸与を受けた者は、市の規則の定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。

（返還等）

第5条 市長は、奨学資金の貸与を受けた者が当該目的以外に奨学資金を使用したとき、又はこの条例及び規則に違反したときは、当該奨学資金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、奨学資金の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前においても、条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

【参考資料】

下呂市奨学資金貸与条例要綱

1. 制定理由

令和８年度から新たな奨学金制度を開始し、高等教育を目指す学生や保護者にとって、より充実した奨学金制度とするため、当該条例を制定します。

2. 概要

(1) 貸与の対象者は、次の要件をすべて満たしている者としします。

①本人もしくは、本人の生計を維持する者が市内に住所を有している者

②大学（１～４年生）、短大（１・２年生）、高専（４・５年生）、専修学校
の内の専門課程に在学している者

（第２条関係）

(2) 貸与金額は、１人あたり年額 120 万円を上限とし、貸与の期間は、４年以内とします。

（第３条関係）

(3) 貸与する者に対して、毎年、状況の報告をすることとします。

（第４条関係）

(4) 貸与を受けた奨学資金を目的以外に使用したとき、又はこの条例に違反したときは、奨学資金の全部又は一部を返還させることができるものとします。

（第５条関係）

(5) この条例は、令和８年４月１日から施行します。

（附則第１項関係）

(6) この条例の施行の日前においても、必要な準備行為を行うことができるものとします。

（附則第２項関係）

議第 9 号

下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

一部の基金の目的及び積立額の見直しに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
(設置) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。 <table><tr><th>基金の 名称</th><th>設置の目的</th><th>積立額</th></tr><tr><td colspan="3">(1)・(2) (略)</td></tr><tr><td>(3) 下呂 市公 共事 業基 金</td><td>市の<u>公共施設等の整備、改修及び解体撤去</u>の必要な経費の財源に充てるため</td><td>市長が定める額</td></tr><tr><td colspan="3">(4)～(27) (略)</td></tr></table>	基金の 名称	設置の目的	積立額	(1)・(2) (略)			(3) 下呂 市公 共事 業基 金	市の <u>公共施設等の整備、改修及び解体撤去</u> の必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額	(4)～(27) (略)			(設置) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。 <table><tr><th>基金の 名称</th><th>設置の目的</th><th>積立額</th></tr><tr><td colspan="3">(1)・(2) (略)</td></tr><tr><td>(3) 下呂 市公 共事 業基 金</td><td>市の<u>公共施設整備等</u>の必要な経費の財源に充てるため</td><td>市長が定める額</td></tr><tr><td colspan="3">(4)～(27) (略)</td></tr></table>	基金の 名称	設置の目的	積立額	(1)・(2) (略)			(3) 下呂 市公 共事 業基 金	市の <u>公共施設整備等</u> の必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額	(4)～(27) (略)		
基金の 名称	設置の目的	積立額																							
(1)・(2) (略)																									
(3) 下呂 市公 共事 業基 金	市の <u>公共施設等の整備、改修及び解体撤去</u> の必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額																							
(4)～(27) (略)																									
基金の 名称	設置の目的	積立額																							
(1)・(2) (略)																									
(3) 下呂 市公 共事 業基 金	市の <u>公共施設整備等</u> の必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額																							
(4)～(27) (略)																									
2 運用基金として設置する基金の名称、設置の目的及び基金の額は、次のとおりとする。 <table><tr><th>基金の 名称</th><th>設置の目的</th><th>積立額</th></tr><tr><td>(1) 下呂 市育 英資 金基 金</td><td>下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため</td><td>基金の額は<u>8,000万円</u>とする。</td></tr><tr><td colspan="3">(2)・(3) (略)</td></tr></table>	基金の 名称	設置の目的	積立額	(1) 下呂 市育 英資 金基 金	下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため	基金の額は <u>8,000万円</u> とする。	(2)・(3) (略)			2 運用基金として設置する基金の名称、設置の目的及び基金の額は、次のとおりとする。 <table><tr><th>基金の 名称</th><th>設置の目的</th><th>積立額</th></tr><tr><td>(1) 下呂 市育 英資 金基 金</td><td>下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため</td><td>基金の額は<u>2億1,800万円</u>とする。</td></tr><tr><td colspan="3">(2)・(3) (略)</td></tr></table>	基金の 名称	設置の目的	積立額	(1) 下呂 市育 英資 金基 金	下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため	基金の額は <u>2億1,800万円</u> とする。	(2)・(3) (略)								
基金の 名称	設置の目的	積立額																							
(1) 下呂 市育 英資 金基 金	下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため	基金の額は <u>8,000万円</u> とする。																							
(2)・(3) (略)																									
基金の 名称	設置の目的	積立額																							
(1) 下呂 市育 英資 金基 金	下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）に定める事業の財源に充てるため	基金の額は <u>2億1,800万円</u> とする。																							
(2)・(3) (略)																									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

一部の基金の目的及び積立額の見直しに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 公共施設の適正配置を進めるにあたり、不要となる施設の解体撤去に多額の費用が見込まれるため、「下呂市公共事業基金」の目的に解体撤去を加え、明確化します。

(第3条第1項関係)

- (2) 令和8年度から市と金融機関の連携による新たな奨学金制度を開始することに伴い、「下呂市育英資金基金」の積立額の一部が不要となることから、積立額を2億1,800万円から8,000万円に改めます。

(第3条第2項関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 10 号

令和 6 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 6 年度下呂市一般会計は次のとおり、令和 6 年度下呂市立金山病院事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 250,000 千円

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。

議第 23 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1 譲与する財産

【建物】

所 在 地	建物名称	構 造	延べ床面積
下呂市小坂町小坂町595番地 2	小坂町消防機庫	鉄骨造	21.15㎡

2 譲与する相手方

下呂市小坂町小坂町

小坂町区

区長 野尻 嘉幸

3 譲与する理由

令和 6 年度、小坂町消防詰所新築整備に伴い使用を終了する川井田集会場併設の消防機庫について、小坂町区より防災施設として使用したい旨の要望があり譲与するもの。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 24 号

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

部の位置づけである金山病院事務局を市民保健部所管の課とすること及び各部の分掌事務の見直しを行ったことに伴い、当該条例を改正するもの。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例

下呂市行政組織条例（平成16年下呂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務) 第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとする。 (1) 総務部 ア <u>行政一般・広報</u>に関すること。 イ <u>人事・給与</u>に関すること。 ウ <u>人材育成</u>に関すること。 エ <u>市長秘書・広聴</u>に関すること。 オ <u>市長特命・政策</u>に関すること。 カ <u>危機管理・防災・防犯</u>に関すること。 キ <u>住民税・国民健康保険税</u>に関すること。 ク <u>固定資産税</u>に関すること。 ケ <u>諸税・収納</u>に関すること。 (2) まちづくり推進部 ア <u>重要施策の企画及び総合調整・総合計画・統計</u>に関すること。 イ <u>財政</u>に関すること。 ウ <u>財産管理及び契約</u>に関すること。 エ <u>情報化施策・DX（デジタルトランスフォーメーション）</u>に関すること。 オ <u>総合交通施策・公営住宅</u>に関すること。 カ <u>スポーツ（学校における体育に関する</u>	(分掌事務) 第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとする。 (1) 総務部 ア <u>議会及び条例、規則並びに行政一般</u>に関すること。 イ <u>人事、給与及び福利厚生</u>に関すること。 ウ <u>職員研修</u>に関すること。 エ <u>秘書、広報及び広聴</u>に関すること。 オ <u>危機管理</u>に関すること。 カ <u>防災</u>に関すること。 キ <u>税</u>に関すること。 (2) まちづくり推進部 ア <u>重要施策の企画及び総合調整</u>に関すること。 イ <u>総合計画</u>に関すること。 ウ <u>財産管理</u>に関すること。 エ <u>契約</u>に関すること。 オ <u>財政</u>に関すること。 カ <u>情報施策及び庁内情報管理</u>に関すること。 キ <u>有線テレビ施設の管理運営</u>に関すること。 ク <u>総合交通施策</u>に関すること。 ケ <u>住宅</u>に関すること。 コ <u>スポーツに関すること（学校における</u>

改 正 後	改 正 前
<u>ことを除く。）及び公園に關すること。</u> (3) 地域振興部 ア <u>地域振興・移住定住に關すること。</u> イ <u>社会教育・文化芸術の振興に關すること。</u> ウ <u>振興事務所連携に關すること。</u> (4) 市民保健部 ア <u>総合窓口・戸籍・住民基本台帳に關すること。</u> イ <u>国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・福祉医療・児童手当・児童扶養手当に關すること。</u> ウ (略) エ <u>地域医療・診療所に關すること。</u> オ <u>金山病院の管理運営に關すること。</u> カ <u>小坂診療所の管理運営に關すること。</u> (5) 福祉部 ア <u>総合福祉に關すること。</u> イ <u>障がい福祉に關すること。</u> ウ <u>高齢者福祉に關すること。</u> エ (略) オ <u>地域包括支援センターに關すること。</u> カ (略) (6) 農林部	<u>体育に關することを除く。）。</u> (3) 地域振興部 ア <u>地域振興に關すること。</u> イ <u>振興事務所連携に關すること</u> ウ <u>自治会に關すること</u> エ <u>移住定住に關すること。</u> オ <u>文化に關すること（文化財の保護に關することを除く。）。</u> (4) 市民保健部 ア <u>戸籍及び住民基本台帳に關すること。</u> イ <u>国民健康保険及び国民年金に關すること。</u> ウ <u>福祉医療に關すること。</u> エ <u>後期高齢者医療に關すること。</u> オ <u>総合窓口に關すること。</u> カ (略) キ <u>医療に關すること。</u> ク <u>診療所に關すること。</u> (5) 福祉部 ア <u>福祉事務所に關すること。</u> イ <u>社会福祉に關すること。</u> ウ (略) エ (略) (6) 農林部

改 正 後	改 正 前
ア <u>農業政策</u>に関すること。 イ <u>農地整備</u>に関すること。 ウ <u>畜産</u>に関すること。 エ <u>林業政策</u>に関すること。 オ <u>治山・林道</u>に関すること。 (7) 観光商工部 ア <u>観光振興</u>に関すること。 イ <u>商工振興・雇用促進・ふるさと納税</u>に関すること。 ウ (略) (8) 建設部 ア <u>道路及び河川の管理・都市計画</u>に関すること。 イ <u>建築・景観・空き家対策・公園の管理運営</u>に関すること。 ウ <u>用地交渉及び取得・官民境界・地籍調査</u>に関すること。 エ <u>市道、橋梁及び河川の維持管理、新設改良及び除雪対策</u>に関すること。 (9) 環境部 ア <u>環境保全・環境衛生・地球温暖化対策・浄化槽</u>に関すること。 イ <u>環境施設の管理運営</u>に関すること。	ア <u>農業、林業、畜産及び水産業</u>に関すること。 イ <u>林道、治山事業及び土地改良</u>に関すること。 ウ <u>水源かん養林</u>に関すること。 (7) 観光商工部 ア <u>観光</u>に関すること。 イ <u>商業及び工業</u>に関すること。 ウ <u>ふるさと納税</u>に関すること。 エ (略) (8) 建設部 ア <u>土木建設</u>に関すること。 イ <u>都市計画及び整備</u>に関すること。 ウ <u>建築</u>に関すること。 エ <u>国土調査事業</u>に関すること。 (9) 環境部 ア <u>環境保全及び環境衛生</u>に関すること。 イ <u>ごみの減量化及び資源化</u>に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

部の位置づけである金山病院事務局を市民保健部所管の課とすること及び各部の分掌事務の見直しを行ったことに伴い、当該条例を改正するものです。

2. 概要

(1) 各部の分掌事務を改めます。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 25 号

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

昨年の救急車の事故を受けて、再発防止策を講じるべく消防業務に従事する人員を増員するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例

下呂市職員定数条例（平成16年下呂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
（定数） 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>定数（人）</th></tr> <tr> <td>市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>消防機関の事務部局</td><td>97</td></tr> <tr> <td>公営企業の事務部局の部（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>672</u>（33）</td></tr> </table> 注（ ）書は兼任を示す。	区分	定数（人）	市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）		消防機関の事務部局	97	公営企業の事務部局の部（略）		合計	<u>672</u> （33）	（定数） 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>定数（人）</th></tr> <tr> <td>市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>消防機関の事務部局</td><td>93</td></tr> <tr> <td>公営企業の事務部局の部（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>668</u>（33）</td></tr> </table> 注（ ）書は兼任を示す。	区分	定数（人）	市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）		消防機関の事務部局	93	公営企業の事務部局の部（略）		合計	<u>668</u> （33）
区分	定数（人）																				
市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）																					
消防機関の事務部局	97																				
公営企業の事務部局の部（略）																					
合計	<u>672</u> （33）																				
区分	定数（人）																				
市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）																					
消防機関の事務部局	93																				
公営企業の事務部局の部（略）																					
合計	<u>668</u> （33）																				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

昨年の救急車の事故を受けて、再発防止策を講じるべく消防業務に従事する人員を増員するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 職員定数を改めます。

所 属 名	改 正 後	改 正 前
消防機関の事務部局	97	93
合 計	672	668

(第2条関係)

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 26 号

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 6 年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び
任期付職員の給与に関し必要な見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理職手当) 第13条の2 (略) 2 (略) 3 第1項の管理職手当を受ける職員については、第17条（下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第4条、第13条、第14条、<u>第18条及び第20条から第22条の2</u>の規定に限る。）及び第19条から第21条までの規定は適用しない。	(管理職手当) 第13条の2 (略) 2 (略) 3 第1項の管理職手当を受ける職員については、第17条（下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第4条、第13条、第14条<u>及び第18条から第23条</u>の規定に限る。）及び第19条から第21条までの規定は適用しない。
(扶養手当) 第14条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> <u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u>	(扶養手当) 第14条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> <u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> <u>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(5) 重度心身障がい者</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>13,000円</u>、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>6,500円</u>とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 第15条 <u>(削除)</u>	<u>(6) 重度心身障がい者</u> 3 扶養手当の額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>6,500円</u>、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>10,000円</u>とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第15条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u> <u>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>くに至った場合を除く。)</u> <u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u> <u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u>

改正後	改正前
(住居手当) 第15条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。同条において同じ)</u>が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下<u>この条において</u>「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項まで「運賃等」という。)	<u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (住居手当) 第15条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下<u>この項から第3項まで</u>「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項まで「運賃等」という。)を

改 正 後	改 正 前
を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である者及び第３号に掲げる職員を除く。） (２)・(３) (略) ２ 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (１) 前項第１号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。） (２) (略) (３) 前項第３号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しない	負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である者及び第３号に掲げる職員を除く。) (２)・(３) (略) ２ 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (１) 前項第１号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た月額(以下この号及び第３号において「１か月当たりの運賃等相当額」という。)</u>が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうちもっとも長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) (２) (略) (３) 前項第３号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで

改 正 後	改 正 前
で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) 新幹線鉄道等<u>の利用に係る特別料金等</u>	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、規則で定める区分に応じ、前2号に定める額<u>（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u>、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）<u>でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単

改 正 後	改 正 前
に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額 (2) (略) 4 前項の規定は、<u>新たに</u>引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。	位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額<u>の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額</u> (2) (略) 4 前項の規定は、<u>職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国、県若しくは市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例(平成16年下呂市条例第38号。第25条において「公益的法人等派遣条例」という。)</u>第9条に規定する特定法人に退職派遣された者を含む。第16条の2において「<u>職員以外の地方公務員等</u>」という。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等<u>でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の月額の

改 正 後	改 正 前
5 ～ 8 （略） （単身赴任手当） 第16条の2 （略） 2 （略） 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった</u>ことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 （略） （管理職員特別勤務手当） 第23条の2 第13条の2第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」	算出について準用する。 5 ～ 8 （略） （単身赴任手当） 第16条の2 （略） 2 （略） 3 <u>職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員<u>（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 （略） （管理職員特別勤務手当） 第23条の2 第13条の2第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）

改正後	改正前												
という。)に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額<u>(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) (略) 4・5 (略) (寒冷地手当) 第23条の3 (略) 2 前項第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に依り、同表に掲げる額とする。 <table><tr><th>地域</th><th colspan="2">世帯等の区分</th></tr><tr><td>の区</td><td>世帯主である職員</td><td>その他の</td></tr></table>	地域	世帯等の区分		の区	世帯主である職員	その他の	に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額<u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)</u> (2) (略) 4・5 (略) (寒冷地手当) 第23条の3 (略) 2 前項第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に依り、同表に掲げる額とする。 <table><tr><th>地域</th><th colspan="2">世帯等の区分</th></tr><tr><td>の区</td><td>世帯主である職員</td><td>その他の</td></tr></table>	地域	世帯等の区分		の区	世帯主である職員	その他の
地域	世帯等の区分												
の区	世帯主である職員	その他の											
地域	世帯等の区分												
の区	世帯主である職員	その他の											

改 正 後					改 正 前				
	分	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	職員		分	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	職員
	4 級地	19,800円	11,400円	8,200円		4 級地	17,800円	10,200円	7,360円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって4 級地に居住する扶養親族のないもののうち、第16条の2 第1 項の単身赴任手当を支給されるもの（市の規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして市の規則で定めるものを含まないものとする。					備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって4 級地に居住する扶養親族のないもののうち、第16条の2 第1 項の単身赴任手当を支給されるもの（市の規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして市の規則で定めるものを含まないものとする。				
3 ～ 5 （略）					3 ～ 5 （略）				
(特定の職員についての適用除外)					(特定の職員についての適用除外)				
第23条の9 第17条（特殊勤務手当条例第4 条、第13条、第14条、 <u>第18条及び第20条から第22条の2</u> の規定に限る。）及び第19条から第21条までの規定は、管理職員には適用しない。					第23条の9 第17条（特殊勤務手当条例第4 条、第13条、第14条 <u>及び第18条から第23条</u> の規定に限る。）及び第19条から第21条までの規定は、管理職員には適用しない。				
2 第5 条第3 項及び第4 項、第8 条、第13条の3 から <u>第14条</u> まで並びに第23条の3 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。					2 第5 条第3 項及び第4 項、第8 条、第13条の3 から <u>第15条の2</u> まで並びに第23条の3 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。				
3 （略）					3 （略）				
(休職者の給与)					(休職者の給与)				
第25条 職員が公務（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年下呂市条例第39号）第2 条第1 項の規定により派遣された職員の派遣先の業務					第25条 職員が公務（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年下呂市条例第39号）第2 条第1 項の規定により派遣された職員の派遣先の業務並びに				

改正後	改正前
並びに<u>公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例（平成16年下呂市条例第38号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）</u>第2条第1項の規定により派遣された職員及び公益的法人等派遣条例第9条に規定する特定法人に退職派遣された者の派遣先の業務を含む。以下同じ。）上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該派遣先において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。	<u>公益的法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣された職員及び公益的法人等派遣条例第9条に規定する特定法人に退職派遣された者の派遣先の業務を含む。以下同じ。）上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該派遣先において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。
2～7 （略）	2～7 （略）

改 正 後									改 正 前								
別表第1（第3条関係）									別表第1（第3条関係）								
給料表									給料表								
ア 行政職給料表（1）									ア 行政職給料表（1）								
職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300		1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200		2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100		3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900		4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700		5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500		6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300		7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100		8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700		9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300

改 正 後									改 正 前								
36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>		36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	
37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>		37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	
38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>		38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	
39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>		39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	
40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>		40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	
41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>		41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	
42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>		42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	
43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>		43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	
44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>		44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	
45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>		45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	
46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>			46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	
47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>			47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	
48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>			48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	
49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>			49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	
50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>			50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	
51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>			51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	
52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>			52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>			53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>			54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>			55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>			56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>			57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>			58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>			59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>			60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>			61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>			62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>		
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>			63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>		
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>			64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>		
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>			65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>		
66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>			66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>		
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>			67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>		
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>			68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>		
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>			69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>		
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>			70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>		
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>			71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>		
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>			72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>		
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>			73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>		
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>				74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>		
75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>				75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>		
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>				76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>		
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>				77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>		
78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>				78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>		
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>				79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>		
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>				80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>		

改 正 後							改 正 前						
81	254, 500	295, 800	<u>344, 100</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>		81	254, 500	295, 800	<u>342, 300</u>	<u>381, 000</u>	<u>395, 200</u>	<u>414, 700</u>
82	254, 800	296, 000	<u>344, 500</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>		82	254, 800	296, 000	<u>342, 800</u>	<u>381, 600</u>	<u>395, 500</u>	<u>415, 000</u>
83	255, 100	296, 300	<u>344, 900</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>		83	255, 100	296, 300	<u>343, 300</u>	<u>382, 100</u>	<u>395, 800</u>	<u>415, 300</u>
84	255, 400	296, 500	<u>345, 300</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>		84	255, 400	296, 500	<u>343, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>396, 000</u>	<u>415, 500</u>
85	255, 700	296, 800	<u>345, 600</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>		85	255, 700	296, 800	<u>344, 100</u>	<u>382, 800</u>	<u>396, 200</u>	<u>415, 700</u>
86	256, 000	297, 100	<u>346, 000</u>				86	256, 000	297, 100	<u>344, 500</u>	<u>383, 300</u>	<u>396, 500</u>	
87	256, 300	297, 400	<u>346, 400</u>				87	256, 300	297, 400	<u>344, 900</u>	<u>383, 700</u>	<u>396, 800</u>	
88	256, 600	297, 700	<u>346, 800</u>				88	256, 600	297, 700	<u>345, 300</u>	<u>384, 100</u>	<u>397, 000</u>	
89	256, 900	298, 000	<u>347, 000</u>				89	256, 900	298, 000	<u>345, 600</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>	
90	257, 200	298, 300	<u>347, 400</u>				90	257, 200	298, 300	<u>346, 000</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>	
91	257, 500	298, 600	<u>347, 800</u>				91	257, 500	298, 600	<u>346, 400</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>	
92	257, 800	299, 000	<u>348, 200</u>				92	257, 800	299, 000	<u>346, 800</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>	
93	258, 100	299, 200	<u>348, 400</u>				93	258, 100	299, 200	<u>347, 000</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>	
94		299, 400	<u>348, 800</u>				94		299, 400	<u>347, 400</u>			
95		299, 700	<u>349, 200</u>				95		299, 700	<u>347, 800</u>			
96		300, 100	<u>349, 500</u>				96		300, 100	<u>348, 200</u>			
97		300, 300	<u>349, 800</u>				97		300, 300	<u>348, 400</u>			
98		300, 600	<u>350, 200</u>				98		300, 600	<u>348, 800</u>			
99		301, 000	<u>350, 600</u>				99		301, 000	<u>349, 200</u>			
100		301, 400	<u>351, 000</u>				100		301, 400	<u>349, 500</u>			
101		301, 600	<u>351, 500</u>				101		301, 600	<u>349, 800</u>			
102		301, 900	<u>351, 900</u>				102		301, 900	<u>350, 200</u>			
103		302, 200	<u>352, 300</u>				103		302, 200	<u>350, 600</u>			
104		302, 500	<u>352, 700</u>				104		302, 500	<u>351, 000</u>			
105		302, 700	<u>353, 200</u>				105		302, 700	<u>351, 500</u>			
106		303, 000	<u>353, 600</u>				106		303, 000	<u>351, 900</u>			
107		303, 300	<u>353, 900</u>				107		303, 300	<u>352, 300</u>			
108		303, 600	<u>354, 200</u>				108		303, 600	<u>352, 700</u>			
109		303, 800	<u>354, 700</u>				109		303, 800	<u>353, 200</u>			
110		304, 200					110		304, 200	<u>353, 600</u>			
111		304, 600					111		304, 600	<u>353, 900</u>			
112		304, 900					112		304, 900	<u>354, 200</u>			
113		305, 100					113		305, 100	<u>354, 700</u>			
114		305, 300					114		305, 300				
115		305, 600					115		305, 600				
116		306, 000					116		306, 000				
117		306, 200					117		306, 200				
118		306, 400					118		306, 400				
119		306, 700					119		306, 700				
120		307, 000					120		307, 000				
121		307, 400					121		307, 400				
122		307, 600					122		307, 600				
123		307, 900					123		307, 900				
124		308, 200					124		308, 200				
125		308, 500					125		308, 500				

改 正 後								改 正 前							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
給料表								給料表							
イ 医療職給料表(1)								イ 医療職給料表(1)							
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	
	1	291,400	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>549,800</u>	<u>596,100</u>			1	291,400	<u>370,000</u>	<u>426,700</u>	<u>484,400</u>	<u>576,500</u>	
	2	293,700	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>	<u>602,100</u>			2	293,700	<u>372,600</u>	<u>428,700</u>	<u>486,200</u>	<u>578,800</u>	
	3	296,000	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>	<u>607,400</u>			3	296,000	<u>375,100</u>	<u>430,700</u>	<u>488,000</u>	<u>581,100</u>	
	4	298,200	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>	<u>611,900</u>			4	298,200	<u>377,600</u>	<u>432,600</u>	<u>489,800</u>	<u>583,800</u>	
	5	300,300	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>	<u>615,900</u>			5	300,300	<u>380,100</u>	<u>434,500</u>	<u>491,600</u>	<u>586,700</u>	
	6	303,800	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>	<u>619,400</u>			6	303,800	<u>382,800</u>	<u>436,100</u>	<u>493,300</u>	<u>589,100</u>	
	7	307,300	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>	<u>622,400</u>			7	307,300	<u>385,500</u>	<u>437,700</u>	<u>495,000</u>	<u>591,500</u>	
	8	310,700	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>	<u>625,200</u>			8	310,700	<u>388,100</u>	<u>439,300</u>	<u>496,700</u>	<u>593,900</u>	
	9	314,100	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>	<u>626,600</u>			9	314,100	<u>390,200</u>	<u>440,900</u>	<u>498,400</u>	<u>596,100</u>	
	10	317,600	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>	<u>628,400</u>			10	317,600	<u>392,700</u>	<u>442,700</u>	<u>500,500</u>	<u>597,600</u>	
	11	321,000	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>		<u>630,200</u>			11	321,000	<u>395,200</u>	<u>444,500</u>	<u>502,600</u>	<u>599,100</u>	
	12	324,400	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>		<u>632,000</u>			12	324,400	<u>397,700</u>	<u>446,300</u>	<u>504,700</u>	<u>600,900</u>	
	13	327,800	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>		<u>633,900</u>			13	327,800	<u>400,300</u>	<u>448,100</u>	<u>506,700</u>	<u>603,000</u>	
	14	331,300	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>		<u>635,700</u>			14	331,300	<u>403,000</u>	<u>449,900</u>	<u>508,600</u>	<u>605,100</u>	
	15	334,700	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>		<u>637,500</u>			15	334,700	<u>405,600</u>	<u>451,700</u>	<u>510,700</u>	<u>607,200</u>	
	16	338,100	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>		<u>639,300</u>			16	338,100	<u>408,100</u>	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>	<u>609,300</u>	
	17	341,500	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>		<u>641,100</u>			17	341,500	<u>410,500</u>	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>	<u>611,400</u>	
	18	344,600	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>		<u>642,900</u>			18	344,600	<u>412,700</u>	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>	<u>613,400</u>	
	19	347,700	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>		<u>644,700</u>			19	347,700	<u>414,800</u>	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>	<u>615,400</u>	
	20	350,800	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>		<u>646,500</u>			20	350,800	<u>416,900</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>	<u>617,400</u>	
	21	354,000	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>		<u>648,200</u>			21	354,000	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>	<u>619,200</u>	
	22	357,100	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>		<u>649,800</u>			22	357,100	<u>420,500</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>	<u>621,100</u>	
	23	360,200	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>		<u>651,400</u>			23	360,200	<u>422,000</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>	<u>623,000</u>	
	24	363,200	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>		<u>653,000</u>			24	363,200	<u>423,500</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>	<u>624,900</u>	
	25	366,200	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>		<u>654,600</u>			25	366,200	<u>424,900</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>	<u>626,600</u>	
	26	368,500	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>		<u>656,000</u>			26	368,500	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>	<u>628,400</u>	
	27	370,800	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>		<u>657,400</u>			27	370,800	<u>427,900</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>	<u>630,200</u>	
	28	373,000	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>		<u>658,800</u>			28	373,000	<u>429,300</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>	<u>632,000</u>	
	29	374,900	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>		<u>660,000</u>			29	374,900	<u>430,700</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>	<u>633,900</u>	
	30	376,600	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>		<u>661,000</u>			30	376,600	<u>432,200</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>	<u>635,700</u>	

改 正 後						改 正 前					
31	378,300	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>		<u>662,000</u>	31	378,300	<u>433,700</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>	<u>637,500</u>
32	380,100	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>		<u>663,000</u>	32	380,100	<u>435,100</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>	<u>639,300</u>
33	381,900	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>		<u>664,100</u>	33	381,900	<u>436,500</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>	<u>641,100</u>
34	383,700	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>		<u>665,000</u>	34	383,700	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>	<u>642,900</u>
35	385,300	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>		<u>665,900</u>	35	385,300	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>	<u>644,700</u>
36	386,700	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>		<u>666,800</u>	36	386,700	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>	<u>646,500</u>
37	388,100	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>		<u>667,700</u>	37	388,100	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>	<u>648,200</u>
38	389,600	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>		<u>668,600</u>	38	389,600	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>	<u>649,800</u>
39	391,100	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>		<u>669,500</u>	39	391,100	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>	<u>651,400</u>
40	392,600	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>		<u>670,400</u>	40	392,600	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>	<u>653,000</u>
41	394,100	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>		<u>671,300</u>	41	394,100	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>	<u>654,600</u>
42	394,800	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>		<u>672,200</u>	42	394,800	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>	<u>656,000</u>
43	395,400	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>		<u>673,100</u>	43	395,400	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>	<u>657,400</u>
44	396,100	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>		<u>674,000</u>	44	396,100	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>	<u>658,800</u>
45	397,000	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>		<u>674,900</u>	45	397,000	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>	<u>660,000</u>
46	397,600	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>		<u>675,800</u>	46	397,600	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>	<u>661,000</u>
47	398,200	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>		<u>676,700</u>	47	398,200	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>	<u>662,000</u>
48	398,800	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>		<u>677,600</u>	48	398,800	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>	<u>663,000</u>
49	399,400	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>		<u>678,500</u>	49	399,400	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>	<u>664,100</u>
50	399,900	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>		<u>679,400</u>	50	399,900	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>	<u>665,000</u>
51	400,400	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>		<u>680,300</u>	51	400,400	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>	<u>665,900</u>
52	400,900	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>		<u>681,200</u>	52	400,900	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>	<u>666,800</u>
53	401,400	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>		<u>682,100</u>	53	401,400	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>	<u>667,700</u>
54	401,800	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>		<u>683,000</u>	54	401,800	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>	<u>668,600</u>
55	402,200	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>		<u>683,900</u>	55	402,200	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>	<u>669,500</u>
56	402,600	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>		<u>684,800</u>	56	402,600	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>	<u>670,400</u>
57	403,000	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>		<u>685,600</u>	57	403,000	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>	<u>671,300</u>
58	403,400	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>		<u>686,500</u>	58	403,400	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>	<u>672,200</u>
59	403,800	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>		<u>687,400</u>	59	403,800	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>	<u>673,100</u>
60	404,200	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>		<u>688,300</u>	60	404,200	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>	<u>674,000</u>
61	404,600	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>		<u>689,100</u>	61	404,600	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>	<u>674,900</u>
62	405,000	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>		<u>690,000</u>	62	405,000	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>	<u>675,800</u>
63	405,400	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>		<u>690,900</u>	63	405,400	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>	<u>676,700</u>
64	405,800	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>		<u>691,800</u>	64	405,800	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>	<u>677,600</u>
65	406,100	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>		<u>692,600</u>	65	406,100	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>	<u>678,500</u>
66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>		<u>693,500</u>	66		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>	<u>579,800</u>	<u>679,400</u>
67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>		<u>694,400</u>	67		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>	<u>580,700</u>	<u>680,300</u>
68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>		<u>695,300</u>	68		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>	<u>581,600</u>	<u>681,200</u>
69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>		<u>696,100</u>	69		<u>478,400</u>	<u>531,200</u>	<u>582,500</u>	<u>682,100</u>
70		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>		<u>697,000</u>	70		<u>479,000</u>	<u>532,000</u>	<u>583,400</u>	<u>683,000</u>
71		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>		<u>697,900</u>	71		<u>479,700</u>	<u>532,900</u>	<u>584,300</u>	<u>683,900</u>
72		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>		<u>698,800</u>	72		<u>480,400</u>	<u>533,800</u>	<u>585,200</u>	<u>684,800</u>
73		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>		<u>699,600</u>	73		<u>480,800</u>	<u>534,600</u>	<u>586,000</u>	<u>685,600</u>
74		<u>487,800</u>			<u>700,500</u>	74		<u>481,400</u>	<u>535,500</u>	<u>586,900</u>	<u>686,500</u>
75		<u>488,200</u>			<u>701,400</u>	75		<u>482,100</u>	<u>536,400</u>	<u>587,800</u>	<u>687,400</u>

改 正 後							改 正 前						
	76		<u>488,700</u>			<u>702,300</u>		76		<u>482,800</u>	<u>537,100</u>	<u>588,700</u>	<u>688,300</u>
	77		<u>489,200</u>			<u>703,100</u>		77		<u>483,200</u>	<u>537,900</u>	<u>589,500</u>	<u>689,100</u>
	78		<u>489,800</u>			<u>704,000</u>		78		<u>483,800</u>	<u>538,800</u>	<u>590,400</u>	<u>690,000</u>
	79		<u>490,400</u>			<u>704,900</u>		79		<u>484,400</u>	<u>539,700</u>	<u>591,300</u>	<u>690,900</u>
	80		<u>490,800</u>			<u>705,800</u>		80		<u>484,900</u>	<u>540,600</u>	<u>592,200</u>	<u>691,800</u>
	81		<u>491,300</u>			<u>706,600</u>		81		<u>485,400</u>	<u>541,400</u>	<u>593,000</u>	<u>692,600</u>
	82		<u>491,900</u>					82		<u>485,900</u>	<u>542,300</u>	<u>593,900</u>	<u>693,500</u>
	83		<u>492,500</u>					83		<u>486,400</u>	<u>543,200</u>	<u>594,800</u>	<u>694,400</u>
	84		<u>493,000</u>					84		<u>486,900</u>	<u>544,100</u>	<u>595,700</u>	<u>695,300</u>
	85		<u>493,500</u>					85		<u>487,300</u>	<u>544,900</u>	<u>596,500</u>	<u>696,100</u>
	86							86		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>	<u>597,400</u>	<u>697,000</u>
	87							87		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>	<u>598,300</u>	<u>697,900</u>
	88							88		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>	<u>599,200</u>	<u>698,800</u>
	89							89		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>	<u>600,000</u>	<u>699,600</u>
	90							90		<u>489,800</u>			<u>700,500</u>
	91							91		<u>490,400</u>			<u>701,400</u>
	92							92		<u>490,800</u>			<u>702,300</u>
	93							93		<u>491,300</u>			<u>703,100</u>
	94							94		<u>491,900</u>			<u>704,000</u>
	95							95		<u>492,500</u>			<u>704,900</u>
	96							96		<u>493,000</u>			<u>705,800</u>
	97							97		<u>493,500</u>			<u>706,600</u>
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800			301,700	344,400	399,500	473,300	573,800
備考 (略)							備考 (略)						
給料表							給料表						
ウ 医療職給料表(2)							ウ 医療職給料表(2)						
職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間		円	円	円	円	円	定年前再任用短時間		円	円	円	円	円
1		188,600	227,400	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>315,000</u>	1		188,600	227,400	<u>258,500</u>	<u>278,600</u>	<u>303,500</u>
2		190,700	228,700	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>316,400</u>	2		190,700	228,700	<u>259,700</u>	<u>279,400</u>	<u>305,000</u>
3		192,800	230,000	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>317,800</u>	3		192,800	230,000	<u>260,800</u>	<u>280,200</u>	<u>306,500</u>
4		194,900	231,300	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>319,200</u>	4		194,900	231,300	<u>261,900</u>	<u>281,000</u>	<u>308,000</u>
5		196,900	232,500	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>	5		196,900	232,500	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>309,500</u>
6		198,900	233,600	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>322,200</u>	6		198,900	233,600	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>310,900</u>
7		200,900	234,600	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>323,700</u>	7		200,900	234,600	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>312,300</u>

改 正 後							改 正 前						
間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	8	202,700	235,600	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>325,200</u>	間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	8	202,700	235,600	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>313,700</u>
	9	204,500	236,700	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>		9	204,500	236,700	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>315,000</u>
	10	206,400	237,900	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>328,300</u>		10	206,400	237,900	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>316,400</u>
	11	208,300	239,200	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>329,800</u>		11	208,300	239,200	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>317,800</u>
	12	210,400	240,500	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>331,300</u>		12	210,400	240,500	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>319,200</u>
	13	212,100	241,800	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>332,800</u>		13	212,100	241,800	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>320,600</u>
	14	214,100	243,100	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>334,400</u>		14	214,100	243,100	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>322,200</u>
	15	216,300	244,400	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>335,900</u>		15	216,300	244,400	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>323,700</u>
	16	218,400	245,600	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>337,400</u>		16	218,400	245,600	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>325,200</u>
	17	220,500	246,800	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>338,900</u>		17	220,500	246,800	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>326,700</u>
	18	221,600	248,000	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>340,500</u>		18	221,600	248,000	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>328,300</u>
	19	222,700	249,200	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>342,100</u>		19	222,700	249,200	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>329,800</u>
	20	223,800	250,400	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>343,600</u>		20	223,800	250,400	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>331,300</u>
	21	224,900	251,500	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>344,900</u>		21	224,900	251,500	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>332,800</u>
	22	225,800	252,400	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>346,400</u>		22	225,800	252,400	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>334,400</u>
	23	226,700	253,200	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>347,900</u>		23	226,700	253,200	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>335,900</u>
	24	227,600	254,000	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>349,400</u>		24	227,600	254,000	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>337,400</u>
	25	228,500	254,800	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>350,900</u>		25	228,500	254,800	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>338,900</u>
	26	229,400	255,600	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>352,400</u>		26	229,400	255,600	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>340,500</u>
	27	230,300	256,400	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>353,900</u>		27	230,300	256,400	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,100</u>
	28	231,200	257,200	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>355,300</u>		28	231,200	257,200	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>343,600</u>
	29	232,100	258,000	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>356,700</u>		29	232,100	258,000	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>344,900</u>
	30	233,000	258,800	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>358,300</u>		30	233,000	258,800	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>346,400</u>
	31	233,900	259,600	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>359,800</u>		31	233,900	259,600	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>347,900</u>
	32	234,800	260,400	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>361,300</u>		32	234,800	260,400	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>349,400</u>
	33	235,600	261,200	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>362,500</u>		33	235,600	261,200	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>350,900</u>
	34	236,400	262,000	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>363,600</u>		34	236,400	262,000	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>352,400</u>
	35	237,200	262,700	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>364,800</u>		35	237,200	262,700	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>353,900</u>
	36	238,000	263,500	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>365,900</u>		36	238,000	263,500	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>355,300</u>
	37	238,800	264,400	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>366,900</u>		37	238,800	264,400	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>356,700</u>
	38	239,600	265,200	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>367,700</u>		38	239,600	265,200	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>358,300</u>
	39	240,400	266,000	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>368,700</u>		39	240,400	266,000	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>359,800</u>
	40	241,200	266,800	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>369,800</u>		40	241,200	266,800	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>361,300</u>
	41	241,800	267,600	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>370,800</u>		41	241,800	267,600	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>362,500</u>
	42	242,400	268,400	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>371,800</u>		42	242,400	268,400	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>363,600</u>
	43	243,000	269,200	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>372,800</u>		43	243,000	269,200	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>364,800</u>
	44	243,500	270,000	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>373,700</u>		44	243,500	270,000	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>365,900</u>
	45	244,000	270,700	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>374,500</u>		45	244,000	270,700	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>366,900</u>
	46	244,600	271,500	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>375,300</u>		46	244,600	271,500	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>367,700</u>
	47	245,100	272,300	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>376,200</u>		47	245,100	272,300	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>368,700</u>
	48	245,500	273,100	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>377,000</u>		48	245,500	273,100	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>369,800</u>
	49	245,900	273,800	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>377,500</u>		49	245,900	273,800	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>370,800</u>
	50	246,400	274,600	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>378,300</u>		50	246,400	274,600	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>371,800</u>
	51	246,900	275,300	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>379,100</u>		51	246,900	275,300	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>372,800</u>
	52	247,400	276,000	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>379,900</u>		52	247,400	276,000	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>373,700</u>

改 正 後							改 正 前						
53	247,700	276,700	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>380,300</u>		53	247,700	276,700	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>374,500</u>	
54	248,000	277,400	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>381,000</u>		54	248,000	277,400	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>375,300</u>	
55	248,300	278,100	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>381,700</u>		55	248,300	278,100	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>376,200</u>	
56	248,600	278,800	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>382,300</u>		56	248,600	278,800	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>377,000</u>	
57	248,900	279,500	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>382,700</u>		57	248,900	279,500	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>377,500</u>	
58	249,200	280,200	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>383,200</u>		58	249,200	280,200	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>378,300</u>	
59	249,500	280,900	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>383,800</u>		59	249,500	280,900	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>379,100</u>	
60	249,800	281,500	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>384,400</u>		60	249,800	281,500	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>379,900</u>	
61	250,100	282,100	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>384,800</u>		61	250,100	282,100	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>380,300</u>	
62	250,400	282,800	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>385,300</u>		62	250,400	282,800	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>381,000</u>	
63	250,700	283,500	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>385,800</u>		63	250,700	283,500	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>381,700</u>	
64	251,000	284,100	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>386,300</u>		64	251,000	284,100	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>382,300</u>	
65	251,300	284,700	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>386,900</u>		65	251,300	284,700	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>382,700</u>	
66	251,600	285,400	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>387,400</u>		66	251,600	285,400	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>383,200</u>	
67	251,900	286,100	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>388,000</u>		67	251,900	286,100	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>383,800</u>	
68	252,200	286,700	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>388,600</u>		68	252,200	286,700	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>384,400</u>	
69	252,500	287,300	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>389,100</u>		69	252,500	287,300	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>384,800</u>	
70	252,800	288,000	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>389,600</u>		70	252,800	288,000	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>385,300</u>	
71	253,100	288,700	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>390,100</u>		71	253,100	288,700	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>385,800</u>	
72	253,300	289,300	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>390,600</u>		72	253,300	289,300	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,300</u>	
73	253,500	289,900	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>390,900</u>		73	253,500	289,900	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>386,900</u>	
74	253,800	290,400	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>391,400</u>		74	253,800	290,400	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>387,400</u>	
75	254,100	290,800	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>391,800</u>		75	254,100	290,800	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>388,000</u>	
76	254,300	291,200	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>392,200</u>		76	254,300	291,200	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>388,600</u>	
77	254,500	291,600	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>392,600</u>		77	254,500	291,600	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>389,100</u>	
78	254,800	291,900	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>			78	254,800	291,900	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>389,600</u>	
79	255,100	292,200	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>			79	255,100	292,200	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>390,100</u>	
80	255,300	292,500	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>			80	255,300	292,500	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>390,600</u>	
81	255,500	292,800	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>			81	255,500	292,800	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>390,900</u>	
82	255,800	293,100	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>			82	255,800	293,100	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>	<u>391,400</u>	
83	256,100	293,400	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>			83	256,100	293,400	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>	<u>391,800</u>	
84	256,300	293,700	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>			84	256,300	293,700	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>	<u>392,200</u>	
85	256,500	293,900	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>			85	256,500	293,900	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>	<u>392,600</u>	
86		294,100	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>			86		294,100	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>		
87		294,300	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>			87		294,300	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>		
88		294,500	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>			88		294,500	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>		
89		294,900	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>			89		294,900	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>		
90		295,100	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>			90		295,100	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>		
91		295,300	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>			91		295,300	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>		
92		295,500	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>			92		295,500	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>		
93		295,900	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>			93		295,900	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>		
94		296,100	<u>334,000</u>	<u>355,100</u>			94		296,100	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>		
95		296,300	<u>334,300</u>	<u>355,500</u>			95		296,300	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>		
96		296,600	<u>334,600</u>	<u>355,900</u>			96		296,600	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>		
97		296,900	<u>334,800</u>	<u>356,400</u>			97		296,900	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>		

改 正 後							改 正 前						
	98		297, 100	<u>335, 100</u>	<u>356, 800</u>			98		297, 100	<u>334, 000</u>	<u>355, 100</u>	
	99		297, 300	<u>335, 400</u>	<u>357, 200</u>			99		297, 300	<u>334, 300</u>	<u>355, 500</u>	
	100		297, 600	<u>335, 600</u>	<u>357, 600</u>			100		297, 600	<u>334, 600</u>	<u>355, 900</u>	
	101		297, 900	<u>335, 800</u>	<u>358, 100</u>			101		297, 900	<u>334, 800</u>	<u>356, 400</u>	
	102		298, 100	<u>336, 000</u>				102		298, 100	<u>335, 100</u>	<u>356, 800</u>	
	103		298, 300	<u>336, 400</u>				103		298, 300	<u>335, 400</u>	<u>357, 200</u>	
	104		298, 600	<u>336, 600</u>				104		298, 600	<u>335, 600</u>	<u>357, 600</u>	
	105		298, 900	<u>336, 800</u>				105		298, 900	<u>335, 800</u>	<u>358, 100</u>	
	106			<u>337, 200</u>				106			<u>336, 000</u>		
	107			<u>337, 600</u>				107			<u>336, 400</u>		
	108			<u>338, 000</u>				108			<u>336, 600</u>		
	109			<u>338, 200</u>				109			<u>336, 800</u>		
	110							110			<u>337, 200</u>		
	111							111			<u>337, 600</u>		
	112							112			<u>338, 000</u>		
	113							113			<u>338, 200</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300			193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300

備考（略）

給料表

エ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
	1	207, 700	240, 600	<u>281, 800</u>	<u>295, 200</u>	<u>319, 300</u>
	2	209, 600	242, 800	<u>282, 300</u>	<u>295, 800</u>	<u>320, 300</u>
	3	211, 400	245, 000	<u>282, 800</u>	<u>296, 400</u>	<u>321, 300</u>
	4	213, 100	247, 200	<u>283, 300</u>	<u>296, 900</u>	<u>322, 300</u>
	5	214, 800	249, 400	<u>283, 800</u>	<u>297, 400</u>	<u>323, 300</u>
	6	216, 700	250, 400	<u>284, 300</u>	<u>298, 000</u>	<u>324, 500</u>
	7	218, 500	251, 300	<u>284, 800</u>	<u>298, 600</u>	<u>325, 700</u>
	8	220, 200	252, 200	<u>285, 300</u>	<u>299, 100</u>	<u>326, 900</u>
	9	221, 900	253, 100	<u>285, 800</u>	<u>299, 600</u>	<u>328, 000</u>
	10	223, 900	254, 300	<u>286, 300</u>	<u>300, 200</u>	<u>329, 200</u>
	11	225, 800	255, 400	<u>286, 800</u>	<u>300, 800</u>	<u>330, 300</u>
	12	227, 700	256, 300	<u>287, 300</u>	<u>301, 300</u>	<u>331, 400</u>
	13	229, 600	257, 100	<u>287, 800</u>	<u>301, 800</u>	<u>332, 500</u>

備考（略）

給料表

エ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
	1	207, 700	240, 600	<u>277, 600</u>	<u>293, 000</u>	<u>310, 300</u>
	2	209, 600	242, 800	<u>278, 700</u>	<u>293, 600</u>	<u>311, 500</u>
	3	211, 400	245, 000	<u>279, 800</u>	<u>294, 200</u>	<u>312, 700</u>
	4	213, 100	247, 200	<u>280, 800</u>	<u>294, 700</u>	<u>313, 800</u>
	5	214, 800	249, 400	<u>281, 800</u>	<u>295, 200</u>	<u>314, 900</u>
	6	216, 700	250, 400	<u>282, 300</u>	<u>295, 800</u>	<u>316, 000</u>
	7	218, 500	251, 300	<u>282, 800</u>	<u>296, 400</u>	<u>317, 100</u>
	8	220, 200	252, 200	<u>283, 300</u>	<u>296, 900</u>	<u>318, 200</u>
	9	221, 900	253, 100	<u>283, 800</u>	<u>297, 400</u>	<u>319, 300</u>
	10	223, 900	254, 300	<u>284, 300</u>	<u>298, 000</u>	<u>320, 300</u>
	11	225, 800	255, 400	<u>284, 800</u>	<u>298, 600</u>	<u>321, 300</u>
	12	227, 700	256, 300	<u>285, 300</u>	<u>299, 100</u>	<u>322, 300</u>
	13	229, 600	257, 100	<u>285, 800</u>	<u>299, 600</u>	<u>323, 300</u>

改 正 後							改 正 前						
外 の 職 員	14	231,600	257,800	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>333,700</u>	外 の 職 員	14	231,600	257,800	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>324,500</u>
	15	233,600	258,500	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>334,800</u>		15	233,600	258,500	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>325,700</u>
	16	235,600	259,400	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>335,900</u>		16	235,600	259,400	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>326,900</u>
	17	237,600	260,500	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>337,000</u>		17	237,600	260,500	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>328,000</u>
	18	239,600	261,600	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>338,200</u>		18	239,600	261,600	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>329,200</u>
	19	241,700	262,700	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>339,300</u>		19	241,700	262,700	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>330,300</u>
	20	243,700	263,800	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>340,400</u>		20	243,700	263,800	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>331,400</u>
	21	245,600	264,900	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>341,500</u>		21	245,600	264,900	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>332,500</u>
	22	246,800	266,000	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>342,700</u>		22	246,800	266,000	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>333,700</u>
	23	248,000	267,100	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>343,800</u>		23	248,000	267,100	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>334,800</u>
	24	249,100	268,200	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>344,900</u>		24	249,100	268,200	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>335,900</u>
	25	250,200	269,200	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>346,000</u>		25	250,200	269,200	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>337,000</u>
	26	251,100	270,300	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>347,300</u>		26	251,100	270,300	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>338,200</u>
	27	252,000	271,400	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>348,600</u>		27	252,000	271,400	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>339,300</u>
	28	252,900	272,400	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>349,900</u>		28	252,900	272,400	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>340,400</u>
	29	253,700	273,400	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>351,100</u>		29	253,700	273,400	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>341,500</u>
	30	254,500	274,100	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>352,600</u>		30	254,500	274,100	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>342,700</u>
	31	255,200	274,800	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>354,100</u>		31	255,200	274,800	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>343,800</u>
	32	255,900	275,500	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>355,600</u>		32	255,900	275,500	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>344,900</u>
	33	256,700	276,200	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>356,800</u>		33	256,700	276,200	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>346,000</u>
	34	257,500	276,800	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>358,300</u>		34	257,500	276,800	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>347,300</u>
	35	258,300	277,300	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,700</u>		35	258,300	277,300	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>348,600</u>
	36	259,000	277,800	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>361,100</u>		36	259,000	277,800	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>349,900</u>
	37	259,700	278,300	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>362,500</u>		37	259,700	278,300	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>351,100</u>
	38	260,600	278,900	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>363,500</u>		38	260,600	278,900	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>352,600</u>
	39	261,500	279,400	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>364,900</u>		39	261,500	279,400	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>354,100</u>
	40	262,300	279,900	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>366,200</u>		40	262,300	279,900	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>355,600</u>
	41	263,100	280,300	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>367,500</u>		41	263,100	280,300	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>356,800</u>
	42	264,000	280,800	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>368,900</u>		42	264,000	280,800	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>358,300</u>
	43	264,800	281,300	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>370,200</u>		43	264,800	281,300	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>359,700</u>
	44	265,600	281,800	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>371,500</u>		44	265,600	281,800	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>361,100</u>
	45	266,400	282,300	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>373,000</u>		45	266,400	282,300	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>362,500</u>
	46	267,100	282,800	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>374,200</u>		46	267,100	282,800	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>363,500</u>
	47	267,800	283,300	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,300</u>		47	267,800	283,300	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>364,900</u>
	48	268,400	283,800	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>376,500</u>		48	268,400	283,800	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>366,200</u>
	49	269,000	284,300	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>377,600</u>		49	269,000	284,300	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>367,500</u>
	50	269,500	284,800	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>378,500</u>		50	269,500	284,800	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>368,900</u>
	51	270,000	285,300	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>379,500</u>		51	270,000	285,300	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>370,200</u>
	52	270,400	285,800	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>380,400</u>		52	270,400	285,800	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>371,500</u>
	53	270,800	286,300	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>381,000</u>		53	270,800	286,300	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>373,000</u>
	54	271,300	286,800	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>381,800</u>		54	271,300	286,800	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>374,200</u>
	55	271,800	287,300	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>382,600</u>		55	271,800	287,300	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>375,300</u>
	56	272,200	287,800	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>383,400</u>		56	272,200	287,800	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>376,500</u>
	57	272,600	288,300	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>384,100</u>		57	272,600	288,300	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>377,600</u>
	58	273,000	289,100	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>384,800</u>		58	273,000	289,100	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>378,500</u>

改 正 後							改 正 前						
59	273,400	289,900	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>385,500</u>		59	273,400	289,900	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>379,500</u>	
60	273,800	290,600	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>386,100</u>		60	273,800	290,600	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>380,400</u>	
61	274,200	291,300	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>386,700</u>		61	274,200	291,300	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>381,000</u>	
62	274,600	292,200	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>387,300</u>		62	274,600	292,200	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>381,800</u>	
63	275,000	293,100	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>388,000</u>		63	275,000	293,100	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>382,600</u>	
64	275,400	293,900	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>388,600</u>		64	275,400	293,900	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>383,400</u>	
65	275,800	294,700	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>389,300</u>		65	275,800	294,700	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>384,100</u>	
66	276,200	295,600	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>389,800</u>		66	276,200	295,600	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>384,800</u>	
67	276,600	296,400	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>390,400</u>		67	276,600	296,400	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>385,500</u>	
68	277,000	297,200	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>390,900</u>		68	277,000	297,200	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>386,100</u>	
69	277,400	298,000	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>391,300</u>		69	277,400	298,000	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>386,700</u>	
70	277,900	298,900	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>391,900</u>		70	277,900	298,900	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>387,300</u>	
71	278,400	299,800	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>392,400</u>		71	278,400	299,800	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>388,000</u>	
72	278,800	300,700	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>392,700</u>		72	278,800	300,700	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>388,600</u>	
73	279,200	301,600	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>393,000</u>		73	279,200	301,600	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>389,300</u>	
74	279,800	302,500	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>393,500</u>		74	279,800	302,500	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>389,800</u>	
75	280,400	303,400	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>393,900</u>		75	280,400	303,400	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>390,400</u>	
76	280,900	304,300	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>394,200</u>		76	280,900	304,300	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>390,900</u>	
77	281,400	305,100	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>394,500</u>		77	281,400	305,100	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>391,300</u>	
78	282,000	306,100	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>395,000</u>		78	282,000	306,100	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>391,900</u>	
79	282,600	307,100	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>395,500</u>		79	282,600	307,100	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>392,400</u>	
80	283,100	308,000	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>395,900</u>		80	283,100	308,000	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>392,700</u>	
81	283,600	308,500	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>396,200</u>		81	283,600	308,500	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>393,000</u>	
82	284,100	309,400	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>396,600</u>		82	284,100	309,400	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>393,500</u>	
83	284,600	310,300	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>397,100</u>		83	284,600	310,300	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>393,900</u>	
84	285,100	311,100	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>397,500</u>		84	285,100	311,100	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>	
85	285,600	311,900	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>397,900</u>		85	285,600	311,900	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>394,500</u>	
86	286,100	312,900	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>			86	286,100	312,900	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>395,000</u>	
87	286,600	313,900	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>			87	286,600	313,900	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>395,500</u>	
88	287,100	314,900	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>			88	287,100	314,900	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>395,900</u>	
89	287,600	315,800	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>			89	287,600	315,800	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>396,200</u>	
90	288,100	316,900	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>			90	288,100	316,900	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>	<u>396,600</u>	
91	288,600	317,900	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>			91	288,600	317,900	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>	<u>397,100</u>	
92	289,100	318,900	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>			92	289,100	318,900	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>	<u>397,500</u>	
93	289,600	319,700	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>			93	289,600	319,700	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>	<u>397,900</u>	
94	290,200	320,400	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>			94	290,200	320,400	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>		
95	290,800	321,100	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>			95	290,800	321,100	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>		
96	291,400	321,700	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>			96	291,400	321,700	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>		
97	292,000	322,200	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>			97	292,000	322,200	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>		
98	292,500	322,500	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>			98	292,500	322,500	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>		
99	293,000	323,100	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>			99	293,000	323,100	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>		
100	293,500	323,700	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>			100	293,500	323,700	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>		
101	294,000	324,100	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>			101	294,000	324,100	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>		
102	294,500	324,700	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>			102	294,500	324,700	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>		
103	295,000	325,300	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>			103	295,000	325,300	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>		

改 正 後						改 正 前					
104	295,400	325,800	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>		104	295,400	325,800	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>	
105	295,800	326,200	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>		105	295,800	326,200	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>	
106	296,300	326,700	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>		106	296,300	326,700	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>	
107	296,800	327,200	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>		107	296,800	327,200	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>	
108	297,100	327,700	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>		108	297,100	327,700	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>	
109	297,300	328,100	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>		109	297,300	328,100	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>	
110	297,600	328,500	<u>362,600</u>			110	297,600	328,500	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>	
111	297,800	328,800	<u>363,100</u>			111	297,800	328,800	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>	
112	298,100	329,100	<u>363,500</u>			112	298,100	329,100	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>	
113	298,400	329,400	<u>363,900</u>			113	298,400	329,400	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>	
114	298,600	329,800	<u>364,300</u>			114	298,600	329,800	<u>362,600</u>		
115	298,900	330,100	<u>364,800</u>			115	298,900	330,100	<u>363,100</u>		
116	299,100	330,400	<u>365,300</u>			116	299,100	330,400	<u>363,500</u>		
117	299,400	330,600	<u>365,700</u>			117	299,400	330,600	<u>363,900</u>		
118	299,700	330,900	<u>366,200</u>			118	299,700	330,900	<u>364,300</u>		
119	300,000	331,200	<u>366,700</u>			119	300,000	331,200	<u>364,800</u>		
120	300,300	331,400	<u>367,200</u>			120	300,300	331,400	<u>365,300</u>		
121	300,600	331,600	<u>367,500</u>			121	300,600	331,600	<u>365,700</u>		
122	301,000	331,900				122	301,000	331,900	<u>366,200</u>		
123	301,300	332,200				123	301,300	332,200	<u>366,700</u>		
124	301,600	332,500				124	301,600	332,500	<u>367,200</u>		
125	301,800	332,700				125	301,800	332,700	<u>367,500</u>		
126	302,000	333,000				126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400				127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600				128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800				129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000				130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400				131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600				132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900				133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300				134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700				135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100				136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400				137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800				138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200				139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600				140	306,200	337,600			
141	306,400	337,900				141	306,400	337,900			
142	306,800	338,300				142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600				143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000				144	307,500	339,000			
145	307,700	339,300				145	307,700	339,300			
146	307,900	339,700				146	307,900	339,700			
147	308,200	340,100				147	308,200	340,100			
148	308,600	340,500				148	308,600	340,500			

改 正 後							改 正 前						
	149	308,800	340,800					149	308,800	340,800			
	150	309,000	341,200					150	309,000	341,200			
	151	309,300	341,600					151	309,300	341,600			
	152	309,600	342,000					152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300					153	310,000	342,300			
	154	310,200						154	310,200				
	155	310,400						155	310,400				
	156	310,700						156	310,700				
	157	311,000						157	311,000				
	158	311,300						158	311,300				
	159	311,600						159	311,600				
	160	311,900						160	311,900				
	161	312,300						161	312,300				
	162	312,600						162	312,600				
	163	312,900						163	312,900				
	164	313,200						164	313,200				
	165	313,600						165	313,600				
	166	313,900						166	313,900				
	167	314,200						167	314,200				
	168	314,500						168	314,500				
	169	314,900						169	314,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300			239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考（略）

給料表

オ 福祉職給料表

職 員 の 区 分	職務の 級 号給	<u>1 級</u>	<u>2 級</u>	<u>3 級</u>
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間		円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800
	2	201,300	255,900	288,800
	3	203,000	257,500	289,700
	4	204,700	258,800	290,600
	5	206,300	260,300	291,500
	6	207,900	261,500	292,400
	7	209,500	262,600	293,300
	8	211,100	263,700	294,200

備考（略）

改 正 後					改 正 前				
勤 務 職 員 以 外 の 職 員	9	<u>212,700</u>	<u>264,800</u>	<u>295,000</u>					
	10	<u>214,500</u>	<u>265,900</u>	<u>296,000</u>					
	11	<u>216,300</u>	<u>267,000</u>	<u>297,200</u>					
	12	<u>217,400</u>	<u>268,100</u>	<u>298,300</u>					
	13	<u>218,500</u>	<u>269,200</u>	<u>299,500</u>					
	14	<u>219,700</u>	<u>270,100</u>	<u>300,600</u>					
	15	<u>220,900</u>	<u>271,000</u>	<u>301,700</u>					
	16	<u>222,000</u>	<u>271,800</u>	<u>302,800</u>					
	17	<u>223,100</u>	<u>272,400</u>	<u>303,900</u>					
	18	<u>224,100</u>	<u>273,100</u>	<u>305,000</u>					
	19	<u>225,100</u>	<u>273,900</u>	<u>306,100</u>					
	20	<u>226,100</u>	<u>274,600</u>	<u>307,100</u>					
	21	<u>227,100</u>	<u>275,600</u>	<u>308,100</u>					
	22	<u>228,500</u>	<u>276,500</u>	<u>309,100</u>					
	23	<u>229,800</u>	<u>277,400</u>	<u>310,100</u>					
	24	<u>231,100</u>	<u>278,300</u>	<u>311,100</u>					
	25	<u>232,400</u>	<u>279,300</u>	<u>312,100</u>					
	26	<u>233,700</u>	<u>280,200</u>	<u>313,100</u>					
	27	<u>235,000</u>	<u>281,100</u>	<u>314,100</u>					
	28	<u>236,200</u>	<u>282,000</u>	<u>315,100</u>					
	29	<u>237,400</u>	<u>282,900</u>	<u>316,100</u>					
	30	<u>238,400</u>	<u>283,700</u>	<u>317,200</u>					
	31	<u>239,400</u>	<u>284,600</u>	<u>318,300</u>					
	32	<u>240,400</u>	<u>285,500</u>	<u>319,400</u>					
	33	<u>241,400</u>	<u>286,500</u>	<u>320,500</u>					
	34	<u>242,400</u>	<u>287,500</u>	<u>321,600</u>					
	35	<u>243,300</u>	<u>288,500</u>	<u>322,700</u>					
	36	<u>244,200</u>	<u>289,400</u>	<u>323,800</u>					
	37	<u>245,100</u>	<u>290,300</u>	<u>324,800</u>					
	38	<u>246,000</u>	<u>291,300</u>	<u>325,900</u>					
	39	<u>246,900</u>	<u>292,300</u>	<u>327,000</u>					
	40	<u>247,700</u>	<u>293,200</u>	<u>328,000</u>					
	41	<u>248,500</u>	<u>294,100</u>	<u>329,000</u>					
	42	<u>249,100</u>	<u>295,100</u>	<u>329,900</u>					
	43	<u>249,700</u>	<u>296,100</u>	<u>330,800</u>					
	44	<u>250,300</u>	<u>297,000</u>	<u>331,700</u>					
	45	<u>250,800</u>	<u>297,900</u>	<u>332,600</u>					
	46	<u>251,300</u>	<u>298,800</u>	<u>333,300</u>					
	47	<u>251,800</u>	<u>299,700</u>	<u>333,900</u>					
	48	<u>252,300</u>	<u>300,600</u>	<u>334,500</u>					
	49	<u>252,800</u>	<u>301,400</u>	<u>335,100</u>					
	50	<u>253,400</u>	<u>302,300</u>	<u>335,800</u>					
	51	<u>253,900</u>	<u>303,200</u>	<u>336,400</u>					
	52	<u>254,400</u>	<u>304,000</u>	<u>337,000</u>					
	53	<u>254,800</u>	<u>304,900</u>	<u>337,600</u>					

改 正 後					改 正 前				
	54	255,300	305,900	338,100					
	55	255,800	306,900	338,600					
	56	256,300	307,800	339,100					
	57	256,800	308,700	339,500					
	58	257,200	309,700	339,700					
	59	257,600	310,600	340,200					
	60	258,000	311,500	340,700					
	61	258,400	312,400	341,000					
	62	258,800	313,300	341,400					
	63	259,200	314,200	341,900					
	64	259,600	315,000	342,300					
	65	260,000	315,700	342,700					
	66	260,400	316,600	343,200					
	67	260,800	317,400	343,600					
	68	261,200	318,200	344,100					
	69	261,600	319,000	344,300					
	70	262,000	319,500	344,800					
	71	262,400	320,000	345,300					
	72	262,800	320,500	345,700					
	73	263,200	321,000	346,000					
	74	263,600	321,600	346,400					
	75	264,000	322,100	346,900					
	76	264,400	322,600	347,300					
	77	264,800	322,900	347,500					
	78	265,200	323,200	347,800					
	79	265,600	323,700	348,200					
	80	265,900	324,000	348,600					
	81	266,200	324,300	348,900					
	82	266,600	324,600	349,200					
	83	267,000	324,900	349,600					
	84	267,300	325,200	350,000					
	85	267,600	325,600	350,300					
	86	268,000	326,000	350,700					
	87	268,400	326,300	351,100					
	88	268,700	326,500	351,300					
	89	269,000	327,000	351,600					
	90	269,400	327,400	351,900					
	91	269,800	327,600	352,200					
	92	270,100	328,000	352,500					
	93	270,400	328,400	352,800					
	94	270,800	328,800	353,100					
	95	271,200	329,200	353,400					
	96	271,500	329,500	353,700					
	97	271,800	329,700	354,000					
	98	272,200	330,000	354,300					

改 正 後				改 正 前			
	99	272,600	330,300	354,600			
	100	272,900	330,600	354,900			
	101	273,200	331,000	355,200			
	102	273,600	331,200	355,500			
	103	274,000	331,500	355,800			
	104	274,300	331,900	356,100			
	105	274,500	332,300	356,400			
	106	274,700	332,600	356,700			
	107	275,000	332,900	357,000			
	108	275,300	333,200	357,300			
	109	275,600	333,500	357,600			
	110	275,900	333,900	357,900			
	111	276,200	334,200	358,200			
	112	276,400	334,400	358,500			
	113	276,700	334,600	358,800			
	114	277,000	334,900	359,100			
	115	277,300	335,200	359,400			
	116	277,700	335,500	359,700			
	117	278,000	335,700	360,000			
	118	278,300		360,300			
	119	278,600		360,600			
	120	279,000		360,900			
	121	279,200		361,200			
	122	279,400		361,500			
	123	279,800		361,800			
	124	280,100		362,100			
	125	280,300		362,400			
	126	280,600		362,700			
	127	281,000		363,000			
	128	281,400		363,300			
	129	281,600		363,600			
	130	282,000		363,900			
	131	282,400		364,200			
	132	282,700		364,500			
	133	282,900		364,800			
	134	283,200		365,100			
	135	283,600		365,400			
	136	283,900		365,700			
	137	284,100		366,000			
	138	284,400		366,300			
	139	284,700		366,600			
	140	285,000		366,900			
	141	285,200		367,200			
	142	285,400		367,500			

改 正 後				改 正 前			
	<u>143</u>	<u>285,600</u>		<u>367,800</u>			
	<u>144</u>	<u>285,900</u>		<u>368,100</u>			
	<u>145</u>	<u>286,300</u>		<u>368,400</u>			
	<u>146</u>	<u>286,500</u>		<u>368,700</u>			
	<u>147</u>	<u>286,800</u>		<u>369,000</u>			
	<u>148</u>	<u>287,100</u>		<u>369,300</u>			
	<u>149</u>	<u>287,400</u>		<u>369,600</u>			
	<u>150</u>	<u>287,600</u>		<u>369,900</u>			
	<u>151</u>	<u>287,900</u>		<u>370,200</u>			
	<u>152</u>	<u>288,100</u>		<u>370,500</u>			
	<u>153</u>	<u>288,400</u>		<u>370,800</u>			
	<u>154</u>			<u>371,100</u>			
	<u>155</u>			<u>371,400</u>			
	<u>156</u>			<u>371,700</u>			
	<u>157</u>			<u>372,000</u>			
	<u>158</u>			<u>372,300</u>			
	<u>159</u>			<u>372,600</u>			
	<u>160</u>			<u>372,900</u>			
	<u>161</u>			<u>373,200</u>			
	<u>162</u>			<u>373,500</u>			
	<u>163</u>			<u>373,800</u>			
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>			
		<u>205,800</u>	<u>245,600</u>	<u>260,100</u>			
備考 この表は、介護職員に適用する。							
別表第2（第3条関係）							
ア～エ （略）							
オ 福祉職給料表 級別基準職務表							
<u>職務の級</u>	<u>標準的な職務</u>						
<u>1級</u>	<u>介護員の職務</u>						
<u>2級</u>	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う介護員の職務						
<u>3級</u>	<u>主任介護員の職務</u>						

(下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の特例) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外) 第9条 給与条例第3条から第6条まで、第8条、第13条から第15条の3まで、第16条の2から第23条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項、第23条の4第2項及び第23条の7第2項第1号の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第23条の7第2項第1	(給与の特例) 第7条 (略) 2・3 (略) <u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の設定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外) 第9条 給与条例第3条から第6条まで、第8条、第13条から第15条の3まで、第16条の2から第23条まで及び第23条の7の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

改 正 後	改 正 前
号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行期日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の下呂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後給与条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第2項中「(5)重度心身障がい者」とあるのは「(5)重度心身障がい者 (6)配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 第1条に規定する改正後給与条例第16条第4項及び第16条の2第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

- 6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12

29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44

61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		

93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1

8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	

40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		

72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

ウ 医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1

3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26

35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58

67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	

99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

エ 医療職給料表（３）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5

14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37

46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69

78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	

110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

【参考資料】

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和6年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し必要な見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

- ① 早期昇格時等の給与を改善するため、各給料表の給料月額を最低水準を引き上げます。

（別表第1関係）

- ② 令和6年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、職員手当等を見直します。

（第14条、第15条、第15条の2、第16条、第16条の2、第23条の2、第23条の3、第25条関係）

- ③ 小坂老人保健施設で勤務する介護職員の職務・職責に応じた給料とするため、福祉職給料表を導入します。

（別表第1、別表第2関係）

(2) 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条）

- ① 特定任期付職員の業績手当を廃止し、勤勉手当を支給します。

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	※成績優秀者のみに給料月額の1月分を業績手当として支給
6月期	<u>0.950</u>	<u>0.875</u>	<u>1.700</u>	
12月期	<u>0.950</u>	<u>0.875</u>	<u>1.700</u>	
計	<u>1.900</u>	<u>1.750</u>	<u>3.400</u>	
	<u>3.650</u>		<u>3.400（+業績手当）</u>	

（第7条、第9条関係）

- (3) この条例は、令和7年4月1日から適用します。

（附則第1項関係）

- (4) 令和7年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において下呂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲

げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とします。

（附則第 2 項、附則別表関係）

- （5） 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができます。

（附則第 3 項関係）

- （6） 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後給与条例」という。）第 14 条の規定の適用については、同条第 2 項中「（5）重度心身障がい者」とあるのは「（5）重度心身障がい者 （6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とします。

（附則第 4 項関係）

- （7） 第 1 条に規定する改正後給与条例第 16 条第 4 項及び第 16 条の 2 第 3 項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用します。

（附則第 5 項関係）

- （8） この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

（附則第 6 項関係）

議第 27 号

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び
下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例について

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第 2 号会計年度
任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

国の令和 6 年人事院勧告に準じて必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元の下呂市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) (略) (2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の70</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 表 (略) 2 (略) (勤勉手当) 第7条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 (1) (略) (2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算し	(期末手当) 第7条 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) (略) (2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の68.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 表 (略) 2 (略) (勤勉手当) 第7条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 (1) (略) (2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算し

改 正 後	改 正 前
た額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	た額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
2 (略)	2 (略)

(下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年下呂市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第16条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、給与条例第23条の4で規定する期末手当基礎額に <u>100分の70</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第16条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、給与条例第23条の4で規定する期末手当基礎額に <u>100分の68.75</u> を乗じて得た額とする。
(勤勉手当) 第19条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、給与条例第23条の7第3項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(勤勉手当) 第19条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、給与条例第23条の7第3項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)

改 正 後			改 正 前		
第 2 号会計年度任用職員給料表			第 2 号会計年度任用職員給料表		
職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	1	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>
2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	2	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>
3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>
4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>
5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>
6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>
7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>
8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>
9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>
10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>
11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>
12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>
13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>
14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>
15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>
16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>
17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>
18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>
20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>

改 正 後				改 正 前			
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>		28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>		29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>		30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>		31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>		32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>		33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>		34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>		35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>		36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>		37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>		38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>		39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>		40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>		41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>		42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>		43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>		44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>		45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>		46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>		47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>		48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>		49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>		50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>		51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>		52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>		53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>		54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>		55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>		56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>		57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>		58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	

改 正 後				改 正 前			
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>		59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>		60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>		61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>		62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>		63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>		64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>		65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>		66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>		67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>		68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>		69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>		70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>		71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>		72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>		73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>		74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>		75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>		76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>		77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>		78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>		79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>		80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>		81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>		82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>		83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>		84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>		85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>		86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>		87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>		88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>		89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	

改 正 後				改 正 前			
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>		90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>		91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>		92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>		93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	
94		<u>299,400</u>		94		<u>295,900</u>	
95		<u>299,700</u>		95		<u>296,200</u>	
96		<u>300,100</u>		96		<u>296,600</u>	
97		<u>300,300</u>		97		<u>296,800</u>	
98		<u>300,600</u>		98		<u>297,100</u>	
99		<u>301,000</u>		99		<u>297,500</u>	
100		<u>301,400</u>		100		<u>297,900</u>	
101		<u>301,600</u>		101		<u>298,100</u>	
102		<u>301,900</u>		102		<u>298,400</u>	
103		<u>302,200</u>		103		<u>298,800</u>	
104		<u>302,500</u>		104		<u>299,100</u>	
105		<u>302,700</u>		105		<u>299,300</u>	
106		<u>303,000</u>		106		<u>299,600</u>	
107		<u>303,300</u>		107		<u>300,000</u>	
108		<u>303,600</u>		108		<u>300,300</u>	
109		<u>303,800</u>		109		<u>300,500</u>	
110		<u>304,200</u>		110		<u>300,900</u>	
111		<u>304,600</u>		111		<u>301,300</u>	
112		<u>304,900</u>		112		<u>301,600</u>	
113		<u>305,100</u>		113		<u>301,800</u>	
114		<u>305,300</u>		114		<u>302,000</u>	
115		<u>305,600</u>		115		<u>302,300</u>	
116		<u>306,000</u>		116		<u>302,700</u>	
117		<u>306,200</u>		117		<u>302,900</u>	
118		<u>306,400</u>		118		<u>303,100</u>	
119		<u>306,700</u>		119		<u>303,400</u>	
120		<u>307,000</u>		120		<u>303,700</u>	

改 正 後				改 正 前			
121		<u>307,400</u>		121		<u>304,100</u>	
122		<u>307,600</u>		122		<u>304,300</u>	
123		<u>307,900</u>		123		<u>304,600</u>	
124		<u>308,200</u>		124		<u>304,900</u>	
125		<u>308,500</u>		125		<u>305,200</u>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国の令和 6 年人事院勧告に準じて必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第 1 条）

①下呂市第 1 号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。

区分	期末手当		勤勉手当	
	改定後	改定前	改定後	改定前
6 月期	0.7000	0.6875	0.5000	0.4875
12 月期	0.7000	0.6875	0.5000	0.4875
計	1.4000	1.3750	1.0000	0.9750

（第 7 条、第 7 条の 2 関係）

(2) 下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正（第 2 条）

①下呂市第 2 号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。

区分	期末手当		勤勉手当	
	改定後	改定前	改定後	改定前
6 月期	0.7000	0.6875	0.5000	0.4875
12 月期	0.7000	0.6875	0.5000	0.4875
計	1.4000	1.3750	1.0000	0.9750

（第 16 条、第 19 条関係）

②国の人事院勧告に準じて、下呂市第 2 号会計年度任用職員の給料表を引き上げます。

(別表第 1 関係)

(3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)

議第 28 号

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例について

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

消防業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当について、出勤回数等に応じた支給方法に改める等、特殊勤務手当の適正化を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（消防業務手当） 第22条 消防業務手当は、次の区分により消防業務に従事する職員に支給する。<u>ただし、次条に規定する緊急消防援助隊出動手当が支給される災害活動に従事した場合は、支給しない。</u> （１）・（２） （略） （３） <u>救助出動者等 救急や火災出動等に従事した者</u> 2 前項の手当の額は、次に掲げる額を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。 （１） 隔日勤務者 <u>1回1,300円以内</u> （２） 潜水士 <u>救助活動や災害等で潜水士隊が行う入水活動に従事したとき、出動1回につき1,000円以内を支給する。</u> （３） <u>火災出動 1回500円以内</u> <u>救助出動 1回500円以内</u> <u>救急出動 救急救命士 1回500円以内</u> <u>その他の者 1回350円以内</u> <u>その他の出動 1回300円以内</u> <u>通信業務（隔日勤務者に限る。）</u>	（消防業務手当） 第22条 消防業務手当は、次の区分により消防業務に従事する職員に支給する。 （１）・（２） （略） （３） <u>救急救命士 救急救命士の資格を有し、消防長が任命した者</u> 2 前項の手当の額は、<u>勤務1月につき</u>次に掲げる額を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。 （１） 隔日勤務者 <u>給料月額</u>の100分の13以内（ただし、月額26,000円を支給限度額とする。）に、<u>勤務1回につき1,000円以内を加算</u> （２） 潜水士 <u>国の示す基準に準ずる。</u> （３） <u>救急救命士 国の示す基準に準ずる。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>1 回800円以内</u> <u>(緊急消防援助隊出動手当)</u> <u>第22条の2 消防庁長官の求め、若しくは指示</u> <u>による緊急消防援助隊に出動し、災害活動に</u> <u>従事した職員に支給する。</u> <u>2 緊急消防援助隊出動手当の額は、業務に従</u> <u>事した1日につき2,160円を超えない範囲内</u> <u>で市の規則で定める額とする。</u> (支給方法) 第23条 (略) 2 (略) 3 下呂市職員の給与に関する条例第13条の2 及び第23条の9に規定する管理職手当の支給 を受けている職員には、第4条、第13条、第 14条、第18条、<u>第20条、第22条及び前条</u>の規 定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しない。	(支給方法) 第23条 (略) 2 (略) 3 下呂市職員の給与に関する条例第13条の2 及び第23条の9に規定する管理職手当の支給 を受けている職員には、第4条、第13条、第 14条、第18条、<u>第20条及び前条</u>の規定にかか わらず、特殊勤務手当を支給しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

消防業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当について、出勤回数等に応じた支給方法に改める等、特殊勤務手当の適正化を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 消防業務手当のうち隔日勤務者に支給する手当について、月額支給から勤務回数に応じた支給方法に改めます。

(第 22 条関係)

- (2) 「消防業務手当」について、次条に規定する「緊急消防援助隊出勤手当」が支給される場合は、支給しません。

(第 22 条関係)

- (3) 消防業務手当のうち火災や救助等に出動した職員に支給する手当について、その出勤内容とその出勤回数に応じた支給方法に改めます。

(第 22 条関係)

- (4) 消防庁長官の求め等により緊急消防援助隊として出動した職員に、緊急消防援助隊出勤手当を支給します。

(第 22 条の 2 関係)

- (5) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

議第 29 号

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において示され
た「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目に基づき、当該条例の一部を改正するも
の。

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年下呂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 <u>前3項</u>の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介

改正後	改正前
<u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>	護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u>
5 （略）	5 （略）
（介護休暇）	（介護休暇）
第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2 （略）	2 （略）

改 正 後	改 正 前
<u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第16条の3 任命権者は、職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> 附 則（令和4年12月21日条例第31号） （施行期日）	附 則（令和4年12月21日条例第31号） （施行期日） （略）

改 正 後	改 正 前
1 (略) (経過措置) 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第<u>９条第２項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。	1 (略) (経過措置) 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第<u>９条第３項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条 下呂市職員の育児休業等に関する条例（平成16年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(部分休業の承認) 第19条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非	(部分休業の承認) 第19条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非

改 正 後	改 正 前
常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の改正後の下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

【参考資料】

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において示された「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目に基づき、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第1条）

- ① 時間外勤務免除の請求が可能となる職員の範囲について、「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大します。

（第8条の4第2項関係）

- ② 介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知・意向確認について、及び介護に直面する前の段階（40歳に達した職員）での介護休暇等に関する情報提供について定めます。

（第16条の3関係）

- ③ 職員が介護両立支援制度等を利用しやすい勤務環境を整備するための措置について定めます。

（第16条の4関係）

- ④ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、条項ずれが生じたため、改正します。

（附則関係）

(2) 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条）

- ① 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条項ずれが生じたため、改正します。

（第19条関係）

- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、附則第2項の規定に

ついては、公布の日から施行します。

(附則第 1 項関係)

- (4) 第 1 条の改正後の 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員による時間外勤務制限に係る請求手続きについて、この条例の施行日前に行うことができるものとします。

(附則第 2 項関係)

議第 30 号

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えること、職員が自発的に自己啓発や修学するための環境を整えることを目的に、地方公務員法に定める各種休業を導入するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年下呂市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>下呂市職員の修学部分休業等に関する条例</u> <u>例</u> <u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第26条の2第1項、第3項及び第4項、第26条の3、第26条の5第1項、第5項及び第6項並びに第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定により、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業（以下「修学部分休業等」という。）</u>、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）並びに法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）<u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（修学部分休業等の承認等）</u> 第2条 <u>修学部分休業等の承認は、下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年下呂市条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項の規定による1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。</u> 2 <u>高齢者部分休業に係る前項の承認は、第5項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日を期間の初日とし</u>	<u>下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例</u> <u>例</u> <u>（目的）</u> 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第26条の6第1項、第2項、第6項、第7項、第8項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。

改 正 後	改 正 前
<u>て行うものとする。</u> 3 <u>法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</u> (1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校</u> (2) <u>学校教育法第134条第1項に規定する専修学校</u> (3) <u>学校教育法第314条第1項に規定する各種学校</u> 4 <u>法第26条の2第1項の条例で定める修学部分休業の期間は、2年とする。</u> 5 <u>法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、下呂市職員の定年等に関する条例（平成16年下呂市条例第30号）第3条に規定する年齢から10年を減じた年齢とする。</u> <u>（修学部分休業等の承認の取消し等）</u> 第3条 <u>任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。</u> (1) <u>修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。</u> (2) <u>正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。</u> (3) <u>当該職員の業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。</u> 2 <u>任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずること</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>が著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。</u> <u>3 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。</u> <u>（自己啓発等休業の承認等）</u> <u>第4条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として任命権者が定める場合は、3年）、国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。</u> <u>2 前項の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしなければならない。</u> <u>3 法第26条の5第1項の条例で定める教育施</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>設の課程は、次に掲げる教育施設の課程とする。</u> <u>(1) 学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）の課程</u> <u>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があり、かつ、学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）の課程</u> <u>(3) 前2号に掲げる教育施設の課程に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が定める教育施設の課程</u> <u>（自己啓発等の奉仕活動）</u> <u>第5条 法第26条の5第1項に規定する条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</u> <u>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>含む。)</u> <u>(2) 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして任命権者が認める奉仕活動</u> <u>(自己啓発等休業の期間の延長)</u> <u>第6条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第4条第1項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。</u> <u>2 自己啓発等休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。</u> <u>3 第4条第1項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。</u> <u>(自己啓発等休業の承認の取消事由)</u> <u>第7条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u> <u>(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。</u> <u>(2) 自己啓発等休業をしている職員が、そ</u>	

改正後	改正前
<u>の者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。</u> <u>(自己啓発等休業をしている職員の報告等)</u> <u>第8条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。</u> <u>(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合</u> <u>(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合</u> <u>(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合</u> <u>2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることで、十分な意思疎通を図るものとする。</u> <u>(配偶者同行休業の承認)</u>	
<u>第9条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を</u>	<u>(配偶者同行休業の承認)</u> <u>第2条 任命権者は、職員が申請した場合にお</u>

改 正 後	改 正 前
申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。 (配偶者同行休業の期間) <u>第10条</u> (略) (配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由) <u>第11条</u> 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。<u>第15条</u>において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。 (1)～(3) (略) (配偶者同行休業の承認の申請) <u>第12条</u> (略) (配偶者同行休業の期間の延長) <u>第13条</u> 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が<u>第10条</u>の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。 2 <u>第10条</u>の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。	いて、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。 (配偶者同行休業の期間) <u>第3条</u> (略) (配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由) <u>第4条</u> 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。<u>第7条</u>において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。 (1)～(3) (略) (配偶者同行休業の承認の申請) <u>第5条</u> (略) (配偶者同行休業の期間の延長) <u>第6条</u> 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が<u>第3条</u>の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。 2 <u>第2条</u>の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

改正後	改正前
<u>（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</u> <u>第14条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（同条第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第16条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）の第12条第1号の外国での勤務が同日後も続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u> （配偶者同行休業の承認の取消事由） <u>第15条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u> （1） <u>配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。</u> （2）・（3） （略） （届出） <u>第16条 （略）</u> 2 <u>第12条第2項の規定は、前項の届出について準用する。</u> （配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時	（配偶者同行休業の承認の取消事由） <u>第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u> （1） <u>配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。</u> （2）・（3） （略） （届出） <u>第8条 （略）</u> 2 <u>第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。</u> （配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時

改 正 後	改 正 前
的任用) <u>第17条</u> 任命権者は、<u>第9条又は第13条の規定</u>による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) <u>(修学部分休業等をしている職員の給与の取扱い)</u> <u>第18条</u> 職員が修学部分休業等の承認を受けて勤務しない場合に、<u>下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号。以下給与条例という。）第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減じて支給する。</u> <u>(自己啓発等休業又は配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</u> <u>第19条</u> 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均等上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は	的任用) <u>第9条</u> 任命権者は、<u>第2条又は第6条の規定</u>による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) <u>(職務復帰後における号給の調整)</u> <u>第10条</u>

改 正 後	改 正 前
<u>国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるもの</u> <u>にあつては100分の100以下、それ以外のもの</u> <u>にあつては100分の50以下の換算率により換</u> <u>算して得た期間を引き続き勤務したものとみ</u> <u>なして、その職務に復帰した日及びその日後</u> <u>における最初の職員の昇給を行う日として規</u> <u>則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給</u> <u>の場合に準じてその者の号給を調整すること</u> <u>ができる。</u> <u>2・3</u> （略）	<u>1・2</u> （略） <u>（退職手当の取扱い）</u> <u>第11条 岐阜県市町村職員退職手当組合退職手</u> <u>当条例（昭和36年岐阜県市町村職員退職手</u> <u>当組合条例第3号）第8条の4第1項及び第9</u> <u>条第4項の規定の適用については、配偶者同</u> <u>行休業をした期間は、同条例第8条の4第1</u> <u>項に規定する現実に職務に従事することを要</u> <u>しない期間に該当するものとする。</u> <u>2 配偶者同行休業をした期間についての岐阜</u> <u>県市町村職員退職手当組合退職手当条例第9</u> <u>条第4項の規定の適用については、同項中「そ</u> <u>の月数の2分の1に相当する月数（地方公務</u> <u>員法第55条の2第1項ただし書に規定する事</u> <u>由又はこれに準ずる事由により現実に職務に</u> <u>従事することを要しなかった期間について</u> <u>は、その月数）」とあるのは、「その月数」</u> <u>とする。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する 条例要綱

1. 改正理由

高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えること、職員が自発的に自己啓発や修学するための環境を整えることを目的に、地方公務員法に定める各種休業を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 配偶者同行休業以外の休業も規定することから、題名を改めます。

(題名関係)

- (2) 高齢者部分休業、修学部分休業及び自己啓発等休業について規定する根拠法令を追記します。

法名・条・項		規定する休業名
地方公務員法第26条の2		修学部分休業
〃	3	高齢者部分休業
〃	5	自己啓発等休業
〃	6	配偶者同行休業

(第1条関係)

- (3) 修学部分休業及び高齢者部分休業（以下「修学部分休業等」といいます。）の休業する時間に関すること、高齢者部分休業が認められる期間、修学部分休業の対象となる教育施設、修学部分休業が認められる期間及び高齢者部分休業が認められる年齢について定めます。

(第2条関係)

- (4) 修学部分休業等の承認の取消、短縮及び延長について定めます。

(第3条関係)

- (5) 自己啓発等休業の要件、休業期間及び教育施設の課程について定めます。

(第4条関係)

- (6) 自己啓発等休業の対象となる奉仕活動について定めます。

(第 5 条関係)

(7) 自己啓発等休業の期間の延長について定めます。

(第 6 条関係)

(8) 自己啓発等休業の承認の取消事由について定めます。

(第 7 条関係)

(9) 自己啓発等休業をしている職員の大学等履修状況又は国際貢献活動状況を報告することについて定めます。

(第 8 条関係)

(10) 申請の対象とする休業名を追記します。

(第 9 条関係)

(11) 引用条文を改めます。

(第 11 条、第 13 条、第 16 条、第 17 条関係)

(12) 配偶者同行休業の期間を再度延長できる特別な事情について定めます。

(第 14 条関係)

(13) 配偶者について定めます。

(第 15 条関係)

(14) 修学部分休業等をしている職員の給与の取扱いについて定めます。

(第 18 条関係)

(15) 自己啓発等休業をした職員の職務復帰後の号給調整について追記します。

(第 19 条関係)

(16) 本市の退職手当に関することは、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例に定めてあることから、条を削除します。

(第 20 条関係)

(17) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)

議第 31 号

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 7 年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.10</u>の税率を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,100円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.16</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.85</u>の税率を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,500円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.13</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,900円</u>とする。

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>8,000円</u> (2)・(3) (略) (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.60を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,200円</u>とする。	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>7,500円</u> (2)・(3) (略) (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.59を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,800円</u>とする。

附 則

(施行規則)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和7年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	6.10%	5.85%	0.25%
均等割	27,100 円	26,500 円	600 円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約2,000円の増額となる見込みです。

（第3条、第5条関係）

(2) 後期高齢者支援金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	2.16%	2.13%	0.03%
均等割	9,000 円	8,900 円	100 円
平等割	8,000 円	7,500 円	500 円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約500円の増額となる見込みです。

（第6条、第7条の2、第7条の3関係）

(3) 介護納付金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	1.60%	1.59%	0.01%
均等割	9,700 円	9,500 円	200 円
平等割	6,200 円	5,800 円	400 円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約500円の増額となる見込みです。

（第8条、第9条の2、第9条の3関係）

(4) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(附則第 1 項関係)

- (5) この条例による改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

(附則第 2 項関係)

議第 32 号

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

住宅困窮世帯への住宅セーフティネット機能を果たしつつ、将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例

下呂市市営住宅条例（平成16年下呂市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（公募の例外） 第6条 市長は、次に掲げる事由に係る<u>者について</u>公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 （1）～（4） （略） （5） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地 区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第4項若しくは第5項</u>の規定に基づく 土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和 44年法律第38号）に基づく市街地再開発事 業の施行に伴う住宅の除却 （6）～（8） （略） （入居の申込み及び決定） 第9条 （略） <u>（入居期間及び契約更新）</u> <u>第9条の2 市営住宅の入居期間は、第12条第5項に規定する入居可能日から起算して2年とする。</u> <u>2 第12条の2の規定により入居に係る契約を更新した場合における市営住宅の入居期間は、前項の規定にかかわらず、当該更新前における入居期間が満了した日の翌日から起算して2年とする。</u> <u>3 市長は、入居決定者が入居に係る契約をしたとき又は既存入居者が契約を更新したと</u>	（公募の例外） 第6条 市長は、次に掲げる事由に係る<u>者を公</u>募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 （1）～（4） （略） （5） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地 区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第3項若しくは第4項</u>の規定に基づく 土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和 44年法律第38号）に基づく市街地再開発事 業の施行に伴う住宅の除却 （6）～（8） （略） （入居の申込み及び決定） 第9条 （略）

改正後	改正前
<u>きは、前２項に規定する期間が満了する日の ６月前までに、期間の満了により本契約が終 了する旨を書面によって通知するものとす る。</u> （入居者の選考） 第10条 （略） ２～４ （略） ５ 市長は、第１項に規定する者のうち、20 歳未満の子を扶養している<u>寡婦（寡夫）</u>、引 揚者、炭鉱離職者、老人、心身障がい者又は 生活環境の改善を図るべき地域に居住する 者で市長が定める要件を備えている者及び 市長が定める基準の収入を有する低額所得 者で速やかに市営住宅に入居することを必 要としているものについては、前３項の規定 にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に 優先的に選考して入居させることができる。 （住宅入居の手続） 第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあつ た日から10日以内に、次に掲げる手続をしな ければならない。 （１） 請書を提出すること。なお、請書には <u>同居者以外の者であって次に掲げる者を 緊急連絡先及び身元引受人（以下「緊急連 絡先等」という。）として記入すること。</u> ア <u>緊急連絡先は、原則、緊急時に連絡が とれる市内在住の者</u> イ <u>身元引受人は、単身で入居した者が死 亡したときに遺体及び残余財産の引取</u>	（入居者の選考） 第10条 （略） ２～４ （略） ５ 市長は、第１項に規定する者のうち、20 歳未満の子を扶養している<u>寡婦</u>、引揚者、炭 鉱離職者、老人、心身障がい者又は生活環境 の改善を図るべき地域に居住する者で市長 が定める要件を備えている者及び市長が定 める基準の収入を有する低額所得者で速や かに市営住宅に入居することを必要として いるものについては、前３項の規定にかかわ らず、市長が割当をした市営住宅に優先的に 選考して入居させることができる。 （住宅入居の手続） 第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあつ た日から10日以内に、次に掲げる手続をしな ければならない。 （１） 請書を提出すること。なお、請書には <u>原則として市内に居住する緊急連絡先及 び身元引受人を記入すること。</u>

改正後	改正前
<u>りその他の市営住宅の明渡しに必要な 行為を行う者</u> <u>ウ 前2号の確保が難しい場合は、家賃債務保証業者登録規定（平成29年国土交通省告示第898号）に基づく家賃債務保証 法人と家賃債務保証契約を締結すること とで、緊急連絡先等に代えることができ る。</u> (2) (略) 2 (略) 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>緊急連絡先等</u>を必要としないこととすることができる。<u>この場合において、入居決定者に 家賃債務保証制度の活用を推奨するなど、入 居に支障が生じることのないよう、適切な対 応を図るものとする。</u> 4～6 (略) <u>(入居に係る契約更新)</u> <u>第12条の2 市営住宅の入居者は、入居に係る 契約を更新しようとするときは、規則で定め るところにより、入居期間が満了する日の6 月前の日から3月前の日（以下この条におい て「更新申請期限」という。）までの間に、 市長に申請しなければならない。ただし、市 長がやむを得ない事由があると認める場合 は、この限りでない。</u> <u>2 市長は、前項の規定による申請があった場 合において、当該申請を行った入居者が次に 掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、</u>	(2) (略) 2 (略) 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>緊急連絡先及び身元引受人</u>を必要としないこととすることができる。 4～6 (略)

改正後	改正前
<u>入居に係る契約の更新を承認するものとする。</u> <u>(1) 第7条第1項に規定する入居者の資格を満たすこと。</u> <u>(2) 更新前の入居期間において、条例に違反していないこと。</u> <u>3 第1項の規定による申請があった場合における第7条第1項第1号の適用については、入居者の収入の額（更新申請期限までに第16条第3項の規定により市長が認定した収入の額をいう。ただし、更新申請期限までに同条第4項の規定により更正された場合は、更正後の収入の額をいう。）が、更新申請期限以前の直近2年間連続して同号に掲げる金額を超えない場合に、同号の要件を満たすものとする。</u> <u>4 市長は、第1項の規定による申請が第2項各号に掲げる要件を満たさない場合であっても、当該申請に係る入居者が市営住宅の使用を必要とする事情及び市の市営住宅の管理に関する事情を勘案し、当該入居者が市営住宅を使用することが適切であると認めるときは、入居に係る契約の更新を承認することができる。</u> <u>5 市長は、下呂市市営住宅整備基本方針及び下呂市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の用途廃止等を目的とした入居者の計画的な移転のために、市営住宅の入居に係る契約の更新を停止することができる。</u> <u>6 前条第1項第1号及び第2項から第4項</u>	

改正後	改正前
<u>までの規定は、市長が入居に係る契約の更新を承認した場合について準用する。この場合において、同条中「入居決定者」とあるのは「更新承認者」と、「決定のあった日」とあるのは「承認のあった日」と、「入居の手続」とあるのは「更新の手続」と、「入居の決定」とあるのは「更新の承認」と読み替えるものとする。</u> (入居の承継) 第14条 (略) <u>2 第12条第1項第1号及び第2項から第4項までの規定は、市長が入居の承認をした場合について準用する。この場合において、同条中「入居決定者」とあるのは「入居承継者」と、「決定のあった日」とあるのは「承認のあった日」と、「入居の手続」とあるのは「承継入居の手続」と、「入居の決定」とあるのは「入居承継の承認」と読み替えるものとする。</u> (修繕費用の負担) 第22条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（<u>畳の表替え、ふすまや障子等の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。</u>）は、市の負担とする。 2・3 (略) (入居者の保管義務等)	(入居の承継) 第14条 (略) (修繕費用の負担) 第22条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。 2・3 (略) (入居者の保管義務等)

改 正 後	改 正 前
第25条 入居者は、<u>市営住宅において、犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）</u>、猫その他鳴き声、臭気等により<u>近隣住民の生活の平穏を害し、又は他人に危害を加えるおそれのある動物を飼育してはならない。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</u>	第25条 入居者は、<u>周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の規定による入居に係る手続きを行った入居者については、改めて改正後の契約を締結することにより、改正後の第9条、第9条の2、第12条及び第12条の2の規定を適用するものとする。

【参考資料】

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

住宅困窮世帯への住宅セーフティネット機能を果たしつつ、将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)の改正に伴う、条項ずれを改めます。

(第 6 条関係)

(2) 契約更新制度を導入するため、入居期間及び契約更新について規定します。

(第 9 条の 2、第 12 条の 2 関係)

(3) 「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成 8 年 10 月 14 日建設省住総発第 153 号)の改正に伴い、用語を改めます。

(第 10 条関係)

(4) 入居の際に緊急連絡先及び身元引受人の確保が難しい場合に家賃債務保証制度を活用できるよう住宅入居の手続きについて規定します。

(第 12 条関係)

(5) 契約更新制度の導入による入居に係る契約更新について規定します。

(第 12 条の 2 関係)

(6) 入居者が死亡又は退去した場合において、同居人の入居の承継が承認された場合の新名義人による新規契約について規定します。

(第 14 条関係)

(7) 修繕費用の負担について、問合わせ及び苦情の多いふすまや障子等の張替えについて規定します。

(第 22 条関係)

(8) 猫の飼育及び餌づけに関する苦情に対応するため、動物の飼育に関する入居者の保管義務について規定します。

(第 25 条関係)

(9) この条例は、公布の日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(10) 既存入居者の入居に係る契約及び契約更新の経過措置について規定します。

(附則第 2 項関係)

議第 33 号

下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

公営住宅及び一般住宅と同様に中堅勤労者の居住の用に供する当該住宅において、将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

下呂市特定公共賃貸住宅条例（平成16年下呂市条例第132号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（公募の例外） 第6条 市長は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、前条第1項の公募によらないで、住宅に入居させることができる。 （1）・（2） （略） （3） 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による住宅の除却、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第4項若しくは第5項</u>の規定に基づく土地区画整理事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却、土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除去 （入居予定者の決定） 第8条 （略） 2・3 （略） <u>4 市長は、前各号及び規則の規定により入居の申込みをした者を住宅の入居予定者として決定し、その旨を当該入居予定者として決</u>	（公募の例外） 第6条 市長は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、前条第1項の公募によらないで、住宅に入居させることができる。 （1）・（2） （略） （3） 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による住宅の除却、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第3項若しくは第4項</u>の規定に基づく土地区画整理事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却、土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除去 （入居予定者の決定） 第8条 （略） 2・3 （略）

改正後	改正前
<u>定した者（以下「入居決定者」という。）に 対し通知するものとする。</u> <u>（入居期間及び契約更新）</u> <u>第8条の2 住宅の入居期間は、第9条第2項 に規定する入居許可日から起算して2年と する。</u> <u>2 第9条の2の規定により入居に係る契約 を更新した場合における住宅の入居期間は、 前項の規定にかかわらず、当該更新前におけ る入居期間が満了した日の翌日から起算し て2年とする。</u> <u>3 市長は、当該入居決定者が入居に係る契約 をしたとき又は現に住宅に入居している者 （以下「既存入居者」という。）が契約を更 新したときは、前2項に規定する期間が満了 する日の6月前までに、期間の満了により本 契約が終了する旨を書面によって通知する ものとする。</u> <u>（入居手続）</u> <u>第9条 前条の規定により住宅の<u>入居決定者</u> は、決定のあった日から10日以内に次に掲げ る<u>入居の手続</u>をしなければならない。</u> <u>（1） 請書を提出すること。なお、請書には 同居者以外の者であって次に掲げる者を 緊急連絡先及び身元引受人（以下「緊急連 絡先等」という。）として記入すること。</u> <u>ア 緊急連絡先は、原則、緊急時に連絡が</u>	<u>（入居手続）</u> <u>第9条 前条の規定により住宅の<u>入居予定者</u> として決定された者は、遅延なく次に掲げる <u>手続</u>をしなければならない。</u> <u>（1） 請書を提出すること。なお、請書には 原則として市内に在住する緊急連絡先及 び身元引受人を記入すること。ただし、市 長が特別の事情があると認める場合は、緊 急連絡先及び身元引受人を必要としない ことができる。</u>

改正後	改正前
<u>とれる市内在住の者</u> イ <u>身元引受人は、単身で入居した者が死亡したときに遺体及び残余財産の引取りその他の住宅の明渡しに必要な行為を行う者</u> ウ <u>前２号の確保が難しい場合は、家賃債務保証業者登録規定（平成29年国土交通省告示第898号）に基づく家賃債務保証法人と家賃債務保証契約を締結することで、緊急連絡先等に代えることができる。</u> （２） （略） （３） <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第１項第１号の規定による請書に緊急連絡先等を必要としないことができる。この場合において、入居決定者に家賃債務保証制度の活用を推奨するなど、入居に支障が生じることのないよう、適切な対応を図るものとする。</u> ２・３ （略） <u>（入居に係る契約更新）</u> <u>第９条の２ 住宅の入居者は、入居に係る契約を更新しようとするときは、規則で定めるところにより、入居期間が満了する日の６月前の日から３月前の日（以下この条において「更新申請期限」という。）までの間に、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。</u> <u>２ 市長は、前項の規定による申請があった場</u>	（２） （略） ２・３ （略）

改正後	改正前
<u>合において、当該申請を行った入居者が次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、入居に係る契約の更新を承認するものとする。</u> <u>(1) 第7条に規定する入居申込者の資格を満たすこと。</u> <u>(2) 更新前の入居期間において、条例に違反していないこと。</u> <u>3 第1項の規定による申請があった場合における第7条第1項第3号の適用については、入居者の所得の額（更新申請期限までに第14条第1項の規定により市長が認定した所得の額をいう。ただし、更新申請期限までに同条第3項の規定により再認定された場合は、再認定後の所得の額をいう。）が、更新申請期限以前の直近2年間連続して同号に掲げる金額を超えない場合に、同号の要件を満たすものとする。</u> <u>4 市長は、第1項の規定による申請が第2項各号に掲げる要件を満たさない場合であっても、当該申請に係る入居者が住宅の使用を必要とする事情及び市の住宅の管理に関する事情を勘案し、当該入居者が住宅を使用することが適切であると認めるときは、入居に係る契約の更新を承認することができる。</u> <u>5 市長は、下呂市市営住宅整備基本方針及び下呂市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の用途廃止等を目的とした入居者の計画的な移転のために、住宅の入居に係る契約の更新を停止することができる。</u> <u>6 前条第1項第1号の規定は、市長が入居に</u>	

改正後	改正前
<u>係る契約の更新を承認した場合について準用する。この場合において、同条中「入居決定者」とあるのは「更新承認者」と、「許可の日」とあるのは「承認の日」と、「入居の手続」とあるのは「更新の手続」と、「入居を許可」とあるのは「更新を承認」と読み替えるものとする。</u> <u>(修繕費用の負担)</u> 第19条 <u>住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、ふすまや障子等の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。この場合において、規則で定める構造及び設備の主要な部分を修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕するように努めなければならない。</u> <u>2 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要があるときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</u> <u>(入居者の保管義務及び賠償責任)</u> 第23条 （略） 2 （略） <u>3 入居者は、住宅において、犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）、猫その他鳴き声、臭気等により近隣住民の生</u>	<u>(修繕の義務)</u> 第19条 <u>市長は、住宅及び共同施設について、規則で定める構造及び設備の主要な部分を修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕するように努めなければならない。ただし、使用者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要があるときは、この限りでない。</u> <u>(入居者の義務及び賠償責任)</u> 第23条 （略） 2 （略）

改 正 後	改 正 前
<u>活の平穏を害し、又は他人に危害を加えるお</u> <u>それのある動物を飼育してはならない。</u> <u>4 前項に定めるもののほか、入居者は、周辺</u> <u>の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為を</u> <u>してはならない。</u> (入居権の承継) 第26条 (略) <u>2 第9条第1項第1号の規定は、市長が入居</u> <u>権の承継を許可した場合について準用する。</u> <u>この場合において、同条中「入居決定者」と</u> <u>あるのは「入居権の承継しようとする者」と、</u> <u>「許可の日」とあるのは「入居権の承継を許</u> <u>可の日」と、「入居の手続」とあるのは「入</u> <u>居権の承継手続」と、「入居を許可」とある</u> <u>のは「入居権の承継を許可」と読み替えるも</u> <u>のとする。</u>	(入居権の承継) 第26条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の規定による入居に係る手続を行った入居者については、改めて改正後の契約を締結することにより、改正後の第8条、第8条の2、第9条及び第9条の2の規定を適用するものとする。

【参考資料】

下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

公営住宅及び一般住宅と同様に中堅勤労者の居住の用に供する当該住宅において、将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)の改正に伴う、条項ずれを改めます。

(第 6 条関係)

(2) 入居申込の際に入居予定者として決定した者への規定された通知がないため、入居決定通知を新たに規定します。

(第 8 条関係)

(3) 契約更新制度を導入するため、入居期間及び契約更新について規定します。

(第 8 条の 2、第 9 条の 2 関係)

(4) 入居の際に緊急連絡先及び身元引受人の確保が難しい場合に家賃債務保証制度を活用できるよう住宅入居の手続きについて規定します。

(第 9 条関係)

(5) 契約更新制度の導入による入居に係る契約更新について規定します。

(第 9 条の 2 関係)

(6) 修繕費用の負担について、下呂市市営住宅条例第 22 条の規定に合わせるため改めます。

(第 19 条関係)

(7) 猫の飼育及び餌づけに関する苦情に対応するため、動物の飼育に関する入居者の保管義務について規定します。

(第 23 条関係)

(8) 入居者が死亡又は退去した場合において、同居人の入居権の承継が許可された場合の新名義人による新規契約について規定します。

(第 26 条関係)

(9) この条例は、公布の日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(10) 既存入居者の入居に係る契約及び契約更新の経過措置について規定します。

(附則第 2 項関係)

議第 34 号

下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

公営住宅及び一般住宅と同様に高齢者や子育て世帯など特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する当該住宅においても将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例

下呂市地域優良賃貸住宅条例（平成21年下呂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（公募の例外） 第6条 市長は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、前条第1項の公募によらないで、住宅に入居させることができる。 （1）・（2） （略） （3） 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による住宅の除却、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整備法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第4項若しくは第5項</u>の規定に基づく土地区画整理事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却、土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除去 （入居予定者の決定） 第8条 （略） 2・3 （略） <u>4 市長は、前各号及び規則の規定により入居の申込みをした者を住宅の入居予定者として決定し、その旨を当該入居予定者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に</u>	（公募の例外） 第6条 市長は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、前条第1項の公募によらないで、住宅に入居させることができる。 （1）・（2） （略） （3） 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による住宅の除却、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整備法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第3項若しくは第4項</u>の規定に基づく土地区画整理事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却、土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除去 （入居予定者の決定） 第8条 （略） 2・3 （略）

改正後	改正前
<u>対し通知するものとする。</u> <u>(入居期間及び契約更新)</u> <u>第8条の2 住宅の入居期間は、第9条第2項に規定する入居許可日から起算して2年とする。</u> <u>2 第9条の2の規定により入居に係る契約を更新した場合における住宅の入居期間は、前項の規定にかかわらず、当該更新前における入居期間が満了した日の翌日から起算して2年とする。</u> <u>3 市長は、当該入居決定者が入居に係る契約をしたとき又は現に住宅に入居している者（以下「既存入居者」という。）が契約を更新したときは、前2項に規定する期間が満了する日の6月前までに、期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。</u> <u>(入居手続)</u> <u>第9条 前条の規定により住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる入居の手続をしなければならない。</u> <u>(1) 請書を提出すること。なお、請書には同居者以外の者であって次に掲げる者を緊急連絡先及び身元引受人（以下「緊急連絡先等」という。）として記入すること。</u> <u>ア 緊急連絡先は、原則、緊急時に連絡がとれる市内在住の者</u>	<u>(入居手続)</u> <u>第9条 前条の規定により住宅の入居予定者として決定された者は、遅延なく次に掲げる手続をしなければならない。</u> <u>(1) 請書を提出すること。なお、請書には原則として市内に在住する緊急連絡先及び身元引受人を記入すること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、緊急連絡先及び身元引受人を必要としないことができる。</u>

改正後	改正前
<u>イ 身元引受人は、単身で入居した者が死亡したときに遺体及び残余財産の引取りその他の住宅の明渡しに必要な行為を行う者</u> <u>ウ 前２号の確保が難しい場合は、家賃債務保証業者登録規定（平成29年国土交通省告示第898号）に基づく家賃債務保証法人と家賃債務保証契約を締結することで、緊急連絡先等に代えることができる。</u> （２） （略） <u>（３） 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第１項第１号の規定による請書に緊急連絡先等を必要としないことができる。この場合において、入居決定者に家賃債務保証制度の活用を推奨するなど、入居に支障が生じることのないよう、適切な対応を図るものとする。</u> ２・３ （略） <u>（入居に係る契約更新）</u> <u>第９条の２ 住宅の入居者は、入居に係る契約を更新しようとするときは、規則で定めるところにより、入居期間が満了する日の６月前の日から３月前の日（以下この条において「更新申請期限」という。）までの間に、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。</u> <u>２ 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った入居者が次に</u>	（２） （略） ２・３ （略）

改正後	改正前
<u>掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、入居に係る契約の更新を承認するものとする。</u> <u>(1) 第7条に規定する入居申込者の資格を満たすこと。</u> <u>(2) 更新前の入居期間において、条例に違反していないこと。</u> <u>3 第1項の規定による申請があった場合における第7条第1項第4号の適用については、入居者の所得の額（更新申請期限までに第14条第1項の規定により市長が認定した所得の額をいう。ただし、更新申請期限までに同条第3項の規定により再認定された場合は、再認定後の所得の額をいう。）が、更新申請期限以前の直近2年間連続して同号に掲げる金額を超えない場合に、同号の要件を満たすものとする。</u> <u>4 市長は、第1項の規定による申請が第2項各号に掲げる要件を満たさない場合であっても、当該申請に係る入居者が住宅の使用を必要とする事情及び市の住宅の管理に関する事情を勘案し、当該入居者が住宅を使用することが適切であると認めるときは、入居に係る契約の更新を承認することができる。</u> <u>5 市長は、下呂市市営住宅整備基本方針及び下呂市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の用途廃止等を目的とした入居者の計画的な移転のために、住宅の入居に係る契約の更新を停止することができる。</u> <u>6 前条第1項第1号の規定は、市長が入居に係る契約の更新を承認した場合について準</u>	

改正後	改正前
<u>用する。この場合において、同条中「入居決定者」とあるのは「更新承認者」と、「許可の日」とあるのは「承認の日」と、「入居の手続」とあるのは「更新の手続」と、「入居を許可」とあるのは「更新を承認」と読み替えるものとする。</u>	
<u>(修繕費用の負担)</u>	<u>(修繕の義務)</u>
第19条 <u>住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、ふすまや障子等の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。この場合において、規則で定める構造及び設備の主要な部分を修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕するように努めなければならない。</u>	第19条 <u>市長は、住宅及び共同施設について、規則で定める構造及び設備の主要な部分を修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕するように努めなければならない。ただし、使用者の責めに帰すべき事由により修繕する必要があるときは、この限りでない。</u>
<u>2 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要があるときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</u>	
<u>(入居者の保管義務及び賠償責任)</u>	<u>(入居者の義務及び賠償責任)</u>
第23条 (略)	第23条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 入居者は、住宅において、犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）、猫その他鳴き声、臭気等により近隣住民の生活の平穏を害し又は他人に危害を加えるお</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>そのある動物を飼育してはならない。</u> <u>4 前項に定めるもののほか、入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</u> (入居権の承継) 第26条 (略) <u>2 第9条第1項第1号の規定は、市長が入居権の承継を許可した場合について準用する。この場合において、同条中「入居決定者」とあるのは「入居権の承継しようとする者」と、「許可の日」とあるのは「入居権の承継を許可の日」と、「入居の手続」とあるのは「入居権の承継手続」と、「入居を許可」とあるのは「入居権の承継を許可」と読み替えるものとする。</u>	(入居権の承継) 第26条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の規定による入居に係る手続を行った入居者については、改めて改正後の契約を締結することにより、改正後の第8条、第8条の2、第9条及び第9条の2の規定を適用するものとする。

【参考資料】

下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

公営住宅及び一般住宅と同様に高齢者や子育て世帯など特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する当該住宅においても将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)の改正に伴う、条項ずれを改めます。

(第 6 条関係)

(2) 入居申込の際に入居予定者として決定した者への規定された通知がないため、入居決定通知を新たに規定します。

(第 8 条関係)

(3) 契約更新制度を導入するため、入居期間及び契約更新について規定します。

(第 8 条の 2、第 9 条の 2 関係)

(4) 入居の際に緊急連絡先及び身元引受人の確保が難しい場合に家賃債務保証制度を活用できるよう住宅入居の手続きについて規定します。

(第 9 条関係)

(5) 契約更新制度の導入による入居に係る契約更新について規定します。

(第 9 条の 2 関係)

(6) 修繕費用の負担について、下呂市市営住宅条例第 22 条の規定に合わせるため改めます。

(第 19 条関係)

(7) 猫の飼育及び餌づけに関する苦情に対応するため、動物の飼育に関する入居者の保管義務について規定します。

(第 23 条関係)

(8) 入居者が死亡又は退去した場合において、同居人の入居権の承継が許可された場合の新名義人による新規契約について規定します。

(第 26 条関係)

(9) この条例は、公布の日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(10) 既存入居者の入居に係る契約及び契約更新の経過措置について規定します。

(附則第 2 項関係)

議第 35 号

下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（平成26年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員に係る基準及び当該職員の員数） 第2条 <u>1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（介護保険運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</u>	（職員に係る基準及び当該職員の員数） 第2条 <u>地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。</u>

改正後	改正前
(1)～(3) (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると介護保険運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。</u>	(1)～(3) (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると介護保険運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)</u>において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定

改 正 後		改 正 前	
		める者及び員数とすることができる。	
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （１） 介護保険運営協議会が認める場合に地域包括支援センター職員の員数を常勤換算法によることを可能とします。

（第2条関係）

- （２） 上記にかかわらず、介護保険運営協議会が認める場合に複数の地域包括支援センターが担当する地域ごとの第一号被保険者の数を合算した数を基に、地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、各地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとします。

（第2条関係）

- （３） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）

議第 36 号

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（食事の提供の特例） 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1） （略） （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （3）～（5） （略） 2 （略）	（食事の提供の特例） 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1） （略） （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （3）～（5） （略） 2 （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 「栄養士」の配置等を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加します。

（第 16 条関係）

（2） この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

（附則関係）

議第 37 号

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

企業立地促進及び企業支援を永続的に実施するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例（平成20年下呂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （施行期日） 1 （略）	附 則 （施行期日） 1 （略） <u>（経過措置）</u> <u>2 この条例は、令和7年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日までに、この条例の規定により指定事業者の指定を受けたものは、その適用期間が終了するまでは、なお従前の例による。</u> （下呂市企業誘致に関する条例の廃止） 3 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正
する条例要綱

1. 改正理由

企業立地促進及び企業支援を永続的に実施するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 失効日を定めていた経過措置を削ります。

(附則関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 38 号

下呂市下水道条例の一部を改正する条例について

下呂市下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市下水道条例の一部を改正する条例

下呂市下水道条例（平成16年下呂市条例第138号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（除害施設の設置等） 第16条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （1）～（6） （略） （7） 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値 2 （略）	（除害施設の設置等） 第16条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （1）～（6） （略） （7） 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値 2 （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市下水道条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。

(第 16 条関係)

(2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)

議第 39 号

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者
に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

水道法施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する 条例の一部を改正する条例

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年下呂市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （2） 学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （3） 学校教育法による短期大学<u>（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有</u>	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3） 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

改正後	改正前
する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （4）<u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （5）<u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （6）<u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （7）<u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （8）<u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専</u>	（4）<u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （5）<u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （6）<u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専</u>

改 正 後	改 正 前
攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては<u>2年以上</u>、第2号の卒業者にあっては<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては<u>1年以上</u>、第2号の卒業者にあっては<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務</u>	攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては<u>1年以上</u>、第2号の卒業者にあっては<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>もの</u> (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程<u>若しくは学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>もの</u>

改 正 後	改 正 前
<u>に従事した経験を有する者に限る。)</u> 2 <u>簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は一日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6</u>	2 <u>簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあつては6か月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年</u> <u>６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第６号中「８年</u> <u>以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第７号中「１０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第８号中「２年以上、第２号の卒業者にあつては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第１号の卒業者にあつては１年以上、第２号の卒業者にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年以上、第２号の卒業者にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第９号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、</u>	

改 正 後	改 正 前
同項第10号中「<u>1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第11号中「<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。 （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程あつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当</u>	（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） <u>前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者に必要な資格を有する者</u> （2） <u>前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関</u>

改 正 後	改 正 前
<u>する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) (略) (4) <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後、同項第1号の卒業者にあっては5年以上、同項第3号の卒業者にあっては7年以上、<u>同項第5号</u>の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略) (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第</u>	<u>する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) (略) (4) <u>前条第1項第1号、第3号及び第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後、同項第1号の卒業者にあっては5年以上、同項第3号の卒業者にあっては7年以上、<u>同項第4号</u>の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略)

改 正 後	改 正 前
<u>二次試験のうち上下水道部門に合格した者</u> <u>(選択科目として上水道及び工業用水道を</u> <u>選択したものに限る。)</u>であって、<u>1年以上</u> <u>水道に関する技術上の実務に従事した経験</u> <u>を有する者</u> <u>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2</u> <u>項の規定による土木施工管理に係る一級の</u> <u>技術検定に合格した者</u>であって、<u>3年以上</u> <u>水道に関する技術上の実務に従事した経験</u> <u>を有する者</u> 2 <u>簡易水道等</u>については、前項第1号中「<u>3</u> <u>年以上</u>」とあるのは「<u>1年6月以上</u>」と、「<u>5</u> <u>年以上</u>」とあるのは「<u>2年6月以上</u>」と、「<u>7</u> <u>年以上</u>」とあるのは「<u>3年6月以上</u>」と、同 項第2号中「<u>4年以上</u>」とあるのは「<u>2年以</u> <u>上</u>」と、「<u>6年以上</u>」とあるのは「<u>3年以上</u>」 と、「<u>8年以上</u>」とあるのは「<u>4年以上</u>」と、 同項第3号中「<u>10年以上</u>」とあるのは「<u>5</u> <u>年以上</u>」と、同項第4号中「<u>5年以上</u>」とあ るのは「<u>2年6月以上</u>」と、「<u>7年以上</u>」とあ るのは「<u>3年6月以上</u>」と、「<u>9年以上</u>」とあ るのは「<u>4年6月以上</u>」と、同項第5号中「最 低経験年数以上」とあるのは「<u>最低経験年数</u> <u>の2分の1以上</u>」と、同項第7号中「<u>1年以</u> <u>上</u>」とあるのは「<u>6月以上</u>」と、同項第8号 中「<u>3年以上</u>」とあるのは「<u>1年6月以上</u>」 <u>とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	2 <u>簡易水道</u>については、前項第1号中「<u>簡易</u> <u>水道以外の水道</u>」とあるのは「<u>簡易水道</u>」と、 同項第2号中「<u>4年以上</u>」とあるのは「<u>2年</u> <u>以上</u>」と、「<u>6年以上</u>」とあるのは「<u>3年以</u> <u>上</u>」と、「<u>8年以上</u>」とあるのは「<u>4年以上</u>」 と、同項第3号中「<u>10年以上</u>」とあるのは「<u>5</u> <u>年以上</u>」と、同項第4号中「<u>5年以上</u>」とあ るのは「<u>2年6か月以上</u>」と、「<u>7年以上</u>」 とあるのは「<u>3年6か月以上</u>」と、「<u>9年以</u> <u>上</u>」とあるのは「<u>4年6か月以上</u>」と、同項 第5号中「<u>最低経験年数以上</u>」とあるのは「<u>最</u> <u>低経験年数の2分の1以上</u>」とそれぞれ読み 替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

水道法施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 水道、簡易水道等における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されたため、関係条文を改めます。

(第3条、第4条関係)

- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(附則関係)

議第 40 号

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員等公務災害補償条例(平成16年下呂市条例第151号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等について	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等について

改 正 後	改 正 前																																						
は、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までの<u>いずれかに</u>該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) (略) 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	は、前項の規定による金額に、第1号<u>又は第3号から第6号までのいずれかに</u>該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) (略) 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 <u>(以下この項において「特定期間」という。)</u>にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。																																						
別表 (第5条関係)	別表 (第5条関係)																																						
補償基礎額	補償基礎額																																						
<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤続年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,900円</u></td><td><u>13,700円</u></td><td><u>14,500円</u></td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>11,300円</u></td><td><u>12,100円</u></td><td><u>12,900円</u></td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td><u>9,700円</u></td><td><u>10,500円</u></td><td><u>11,300円</u></td></tr></table>	階級	勤続年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>	<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤続年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,500円</u></td><td><u>13,350円</u></td><td><u>14,200円</u></td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10,800円</u></td><td><u>11,650円</u></td><td><u>12,500円</u></td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td><u>9,100円</u></td><td><u>9,950円</u></td><td><u>10,800円</u></td></tr></table>	階級	勤続年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>
階級		勤続年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>																																				
階級	勤続年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																																				
備考	備考																																						

改 正 後	改 正 前
1・2 (略)	1・2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の下呂市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた下呂市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償一時金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要
綱

1. 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げます。

（第 5 条第 2 項第 2 号関係）

（2） 消防作業従事者等の扶養に係る補償基礎額の加算額に関する事項を改めます。

（第 5 条第 3 項、第 4 項関係）

（3） この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

（附則第 1 項関係）

議第 42 号

令和 7 年度下呂市下水道事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 7 年度下呂市一般会計は、次のとおり令和 7 年度下呂市下水道事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 163,613 千円

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理費等に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。

議第 41 号

令和 7 年度下呂市水道事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 7 年度下呂市一般会計は、次のとおり令和 7 年度下呂市水道事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 104,177 千円

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

料金収入等の全ての収入を充てても不足する簡易水道事業債元利償還金に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。

議第 43 号

令和 7 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 7 年度下呂市一般会計は次のとおり、令和 7 年度下呂市立金山病院事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 73,229 千円

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。